

特233

892



始



892

創立三十周年記念

廣島木材沿革史

廣島木材商工同業組合

111
233
817

本 材
報 國



三谷太三氏郎 故

廣島木材商同業組合發起者
元同組合長
元廣島實業銀行監查役



堀内茂吉氏 故

廣島木材商同業組合發起者
元同組合長
元日清燒寸株式會社取締役
元油明株式會社取締役



粟一勝氏郎

廣島木材商同業組合發起者
元同組合長
所得調査員
元廣島商工會議所議員
元天神町衛生副組長



竹原榮助氏

廣島木材商同業組合顧問
元同組合長
元鷹匠町總代

廣島木材商工同業組合顧問
元同組合長
元廣島床材組合長



氏藏直山横

廣島木材商工同業組合顧問
元同組合長
山陽木材防腐株式會社社長
元廣島商工會議所議員
陸軍歩兵中尉從七位



氏一好中田

廣島木材商工同業組合相談役
元同組合長
廣島縣木工會所議員
廣島商工會重役
丸五合名會社社長
奧田木材株式會社社長
東亞貿易株式會社專務取締役
日榮木材株式會社專務取締役
廣島公用材商業組合理事
大正信用組合理事



氏二唯田奥

廣島木材商工同業組合相談役
元同組合長
廣島縣木材組合聯合會顧問
廣島公用材商業組合理事
元小學校校長



氏三一垣日



山縣一五郎氏 故

廣島木材商工同業組合發起者
元同組合長



加藤長助氏 故

廣島木材商工同業組合發起者
元顧問
前大須賀町副總代



井保久三氏

廣島木材商工同業組合相談役
前同組合長
廣島縣木材組合聯合會顧問
元廣島商工會議所議員
丸五合名會社重役



大塚幸七氏

廣島木材商工同業組合長
廣島縣木材組合聯合會長
廣島公用材料株式會社取締役
山陰木材防腐株式會社理事
天満町總代理
天満觀音信用組合理事
天満會々長



加藤悅藏氏

廣島商工同業組合相談役
廣島縣木材組合聯合會幹事
廣島公用材商業組合理事
丸五合會社加藤商店取締役社長
山陽木材防衛株式會社監査役
瀬川倉庫株式會社取締役
關西肥料株式會社取締役



清水憲國氏

廣島木材商同業組合副組長
廣島縣木材組合聯合會副會長
廣島公用材商業組合理事
丸五合會社代表社員
廣島商工會議所議員
所得調查員
大正信用組合理事
相生會々長



今井丈三氏

廣島木材商工同業組合相談役
廣島縣木材組合聯合會常任委員
廣島商工會材議所議員
廣島公用材株式會社理事
日榮木材株式會社取締役
大正信用組合評定委員
協材會々長



中西壽一郎氏

廣島木材商工同業組合相談役
元所得調查員
元材和會長



任主計會合組材木島廣
事幹會合聯合組材木縣
氏郎太早本杉



員議評合組材木島廣元
長組生衛町篠三元
氏助平田原



員議評合組材木島廣
員委任常會合聯材木縣
事理合組業商材用公
氏平小田住



員議評合組材木島廣
事幹會合聯合組材木縣
氏一國 辻



氏郎太直泉和

廣島木材商工同業組合副組長
廣島縣木材組合聯合會計主任
廣島公用材商業組合理事
材和會長
勳七等



者起發合組材木島廣
員議評同元
代總町島白西元
氏八卯川香 故



者起發合組材木島廣
員議評同元
代總町網小元
氏郎次正部阿 故



員議評合組材木島廣
員委任常會合聯材木縣
氏藏秀山梶



員議評合組材木島廣
氏郎次清浦三



員議評合組材木島廣
事理合組業商材用公
長局便郵三町實皆島廣
長會副會長局等三吳廣
氏一只木有



員議評合組材木島廣
事理合組業商材用公
人配支社會名合五丸
曹軍兵步軍陸
氏次節井松



員議評合組材木島廣
員委任常會合聯材木縣
事理合組業商材用公
長社副社會腐防陽山
氏郎五松田平



員議評合組材木島廣
事幹會合聯合組材木縣
氏吉邦中田



員議評合組材木島廣
事監合組業商材用公
氏人億田小



員議評合組材木島廣
任主計會同元
事幹會合聯材木縣
氏勝田泓



員議評合組材木島廣
氏一留野河



員議評合組材木島廣
氏一守田山



員議評合組材木島廣
氏郎太好松吉



員議評合組材木島廣
長伍兵步軍陸
氏三一田山



員議評合組材木島廣
長々會材神
代總町原河
氏一完居藤



員議評合組材木島廣
氏一貞下木



員議評合組材木島廣
事理合組業商材用公
務專社會材木旭
氏郎次正城小



員議評合組材木島廣
事監合組業商材用公
務專社會材木田奧
長伍兵步軍陸
氏橫 林



廣島木材組合評議員
陸軍歩兵少尉
佐伯辰次郎氏



廣島木材組合評議員
飯田健作氏



廣島木材組合評議員
桑原延二氏



廣島木材組合評議員
大場政太郎氏

農商務省指令商第五六九二號

廣島木材商業組合設置

發起人 阿部正次郎

外部 八名

明治四十一年九月十二日附申請組合設置ノ件認可ス

明治四十三年二月一日

農商務大臣 男爵 大浦兼武

指令勸第一〇一八八號

廣島木材商同業組合

明治四十四年五月二十五日附申請其組合定款變更ノ件認可ス

明治四十四年七月十日

廣島縣知事 宗 像 政

次目「史革沿材木島廣」

第一章	舊藩時代の木材界	一
第二章	明治時代の木材界	七
第三章	材木商組合の創立	一〇
第四章	重要物産法に依る同業組合の設立	一五
第五章	組合の事業と施設	二〇
第一節	堀内組合長の事績	二〇
第二節	三谷組合長の事績	三一
第三節	栗組合長の事績	三二
第四節	竹原組合長の事績	三二
第五節	横山組合長の事績	三三
第六節	田中組合長の事績	四三
第七節	奥田組合長の事績	四八
第八節	日垣組合長の事績	六一
第九節	久保井組合長の事績	六五
第十節	大塚組合長の事績	七八
第十一節	創立三十周年の祝典	八四
第十二節	不拂者調査會	八七
第十三節	廣島公用材商業組合	八九
第六章	廣島縣木材組合聯合會	九二
第七章	木材縣營検査	九九
第八章	現下の實勢と木材取扱高	一〇〇
第九章	補遺	一〇三
附錄	(組合員名簿)	一〇三

廣島木材沿革史

第一章 舊藩時代の木材界

「天子大なる土木の功を興させ給ふ時は必ず安藝、周防より良材を出す」と古書にありて古來廣島奥地は木材の産地たりしこと明らかである。廣島の地はもと太田川口に於ける鷗棲鷺宿の葦洲にて「五箇の莊」と稱せられしが、天正、文祿の頃毛利右馬頭輝元公、山陽山陰兩道に跨る領土九ヶ國の都城を此地に築き「廣島」と改稱さるゝに至つた。茲に於て庶民忽ち蟻集し來り市街をつくり、木材の需要旺盛となつて初めて材木屋の店舗が現れた、是今より約三百五十年前の往昔である。

越へて慶長五年十月十五日、福島正則公藝備兩國四十九萬八千百十三石に封せられて廣島に入城し城廓を大修築、町街を擴大したが、たゞ幕府の忌避に觸れ改易となり、次いで元和五年八月八日淺野長晟公安藝國一圓、備後國內八郡にて四十二萬六千五百石に封せられ廣島に入城あり、爾後街衢は一層殷賑を極め家屋の建築相次ぎ材木商は店舗を列べるに至つた。材木町の名は此の材木商の軒を列べるに依つて起りしものにて現在の材木町が往昔の材木街であつたのである。

享保十一年淺野藩では林政の大改革を斷行し、山帳を調製、御建山、御留山、林山、腰林の制を設け各地同一の記載方法にて其の界を明らかにし取扱ひ方法を定め之を管理した。御建山、御留山は藩直屬の山林にて今の國有林に相當し、腰林は私有林に相當して居る。御建山は用材を仕立つのを本旨とし必要なる事故發生せざる限りは濫りに之を伐採せず、又御留山も畧同様なれども其の用途によ



り橋用山、梁用山、井堰用山、鷹場山等の稱呼があつた。元來藩では御用十三木と稱し松、檜、杉、栗、椎、樺、槐、樟、桑、桐、梅、柏等の如き貴重なる樹種には特別な保護を加へたるも橋梁養水樋用、家屋焼失、小屋掛等爲め必要なるものに對しては無代價を以て之を下附し單に伐採費のみを辨償せしめた、又飢饉凶作の年は明け山と稱し凶作の程度に應じ一谷、半山、全山の立木を時價を以て地元村へ拂下げ伐採せしめ、平素にありては受山と稱し年々運上銀を徴收し樹木伐採の自由を與へて居た。

民林に於ては人民隨意に其の土地に應じ森林を仕立つるも之が植樹用苗木は藩に於て無代下附し運送費は出願人に辨償せしめた。總て民林の伐採は苗木附與の有無に關せず、假令自家用のものと雖も願ひ濟みに非ざれば之を行ふことを許さず、若し許可を得ずして伐採販賣するときは其の現品を沒收するのみならず嚴罰に處する制を定め、又廣島附近の運搬至便の場所に於ては民林或は邸宅内と雖も周圍四尺以上の良材となるべき樹種は不慮の用に供せんが爲め御帳附木と稱し各所有主に保護を命じ私に伐採することを禁じた。總て山林には賦税はしなかつたが、木材を販賣するものには用材は時價の十分ノ一を歩銀として上納せしめた。

斯くて西白島(今の三篠橋東詰上手)に運上場(後に御材木場と改む)、江波に板藏、楠木に材木藏、船入町竹鼻に木藏を設置し、材木場には勘定奉行(後に御材木奉行)はじめ吟味役一名、歩行組三四名物書役一二名、番組八九名が日々出仕して森林行政を掌り太田川を流下する木材其他林産物は同所の運上場に陸揚検査を行ひ、又郡部より送り來る板材木を全部受取り藩の普請に要するものは御作事役所へ引渡し、餘剰の木材は市内の材木商に拂下げて利潤を得、若し木材の伐出し僅少の時は入郡して之が督促を行ひ、板藏、木藏にはそれ〴〵詰御番が居住して藏番をして居た。今淺野藩に於ける『林

政大秘密録』『新格式被仰出候節覺書』及び『覺帳』『事蹟諸鑑』『藝藩郡方制度』『藝藩郡方庄屋手控』『用材伐採許可書』等の舊記に基き左に沿革の概要を摘記する。

- 一、寛永五年六月より諸木賣拂代歩銀の徴收始まる
- 一、寛永八年十二月一日左の如く材木茸板の寸尺規定さる
- 何材木によらず六尺五寸間に可仕、その禰板長六尺五寸間に可仕候、ふき板長一尺五寸、幅二寸七分もとすゑに可仕候

右賣買之材木茸板寸尺相極り候事

- 一、正徳五年十二月二十一日、白島の運上場を御材木場と改稱す
- 一、享保元年潤二月より御家中屋敷普譜新作、寺社造營並に町人家作の節は御材木場より一切材木を相渡すことゝなる

一、享保十年十一月二十一日御材木奉行を新規に置かる

一、享保十八年十二月郡部村々に左の相觸法度書を發布し違反者は曲事として處罰す

- 一、御山所覺之儀向後は御山奉行支配に被仰付候、近年は代官中支配に被仰付置候處、下方心得違ひも有之、山林猥に伐り荒し候所も有之様相聞え候、御建御留山は不及申、野山、腰林立置候得は、凶年之節村方助にも相成、平年にても山仕事下方浮過之渡世に相成筋故、前々より段々被附御心、隨分山林立置候様に被仰附候事に候、村方役人共並に山番之者共油斷無く見巡り、御山々念入能立候様に心を付、野山、腰林にて猥に伐不費様に末々之者へも吃度可申付事

一、村巡り役へ御山見巡り相兼候様被仰付、御材木場御山巡り役同前御山に見巡り存寄之義も候得ば御山奉行へ相違之筈に候、尤も品により村方役人共へ申付之節も可有之候間承知可仕候

一、御用材木炭薪平生伐出し候所は百姓とも耕作之透間に無斷伐り出し、御用指間不申様に可仕候、尤も相定置候諸賃等無滞相渡し、下方疑ひ之筋無之様可仕候

一、御建御留山は不及申、野山腰林にても御用木無斷伐採不申、かくひ掘取り又は松節抜取或は諸木の皮はき取申敷候

一、兼て相極め有之御用木之品、松、榎、杉、檜、栗、槻、桐、樺、楠、弓木は野山、腰林又は家廻りにても随分立置可申候、御用可被召上候節は相應に代銀被下、持主勝手にも相成候事に候、右御用材之品々は假令村方道橋樋材木又は家作り入用にても無斷伐不申、願出免許を請伐採可仕候

附り桐、榎之義は以前は御用木に内々相極め有之候處々近年御間にて百姓共勝手次第伐採申事に候得共、已前より帳付之分は伐採申度義有之節は願出、免許を請伐可申候、其の外にても大木にて木筋も宜く木伐り申候は是又可申出候、御用に於て御買上げに可相成事

一、延享四年四月、宮島にて松板大束類、同所役所にて買受けし際抜荷致さざる様取締りを行ふ

一、寶曆八年十二月、御建山を郡代官の所管となし又御材木場を御勘定所々管となす

一、天保十四年八月九日、郡部に於て板材木等の取扱ひを一切禁止し又在方より板材木の伐出し並に他所賣拂ひを禁止す

一、諸材木凡長大之限

但し長短により大小不同

角木 (長三間、二尺角)

平場 (長四間半、幅一尺一寸、正六寸)

但し板木共唱候

丸太 (長五間半、廻五尺)

一、領内より出る材木の種類及産地

松 (凡一ヶ年)二萬五千二百本程、角木、平物、丸太三品にて出す

右沼田、佐伯、山縣、高田、高宮の五郡より

栗 (凡一ヶ年)九千本程、角木、平物、丸太三品並に皮付丸太も出申候

右沼田、佐伯、山縣、高田、高宮の五郡より

杉 (凡一ヶ年)六千本程、角木、平物、丸太三品並にさひ杉も出申候

榎 (凡一ヶ年)百五十本程、角木、平物、丸太にて出る

右二品沼田、佐伯、山縣、高田、高宮の五郡より

桐 (凡一ヶ年)千本程、角木、平物、丸太にて出る

棧木 (凡一ヶ年)千本程、同上

右二品沼田、佐伯、山縣の三郡より

檜 (凡一ヶ年)百本程、角木、平物、丸太にて出る

右山縣、佐伯、高宮の三郡より

其他榎(沼田、佐伯、山縣、高田、高宮)、桐(佐伯、山縣、高田)、槻(佐伯、山縣、高田、高宮)、

榎(佐伯、山縣)、桑(佐伯、山縣、安藝)、黄楊(賀茂)、柝、弓木、樺、朴(佐伯、山縣)、檜(沼田、

佐伯、山縣)が産出す

一、木材、山林に關する犯罪處罰

官林の立木盜伐するものは領分追放、同手傳ひのもの郡追放。私有林を盜伐するもの牢舎三十日。

官許を得ず私林を伐採せるもの追込十五日。同斷木材を買取者は現品沒收屹屢叱り置く。御材木奉行以下役人にして木材拂下げ方に不行届、不念のある場合は目見以上の者は差控五日以上十日以下同以下の者は追込三日以上二十日以下。又木材拂下げ方に不正の所業ある者は役議御免遠慮三十日以上百日以下。同斷其の罪重きものは閉門百日以上一ケ年。尙最も罪重きものは小普請入十年以上無期(小普請入は扶持切米共取上げ更に扶持のみ遣し若し小普請入中戸主死去せば家名斷絶)

叙上の如く藩では各郡の在方に於て製産した木材を御材木場へ送荷し御材木場では藩に任用なだけの木材を残し他は全部町内の材木商に拂下げを行つた。當時材木商は四十二軒であつたが、諸種の事情で材木の株を貸したり賣つたりして三十數軒となつたが株は依然四十二株を認めて御材木場では一株につき板五間、角五本と云ふ割合に平等に賣渡し時には金も貸して呉れた。爲めに商賣上の競争等は無く、品物を賣るにしても盆、節季二期の取引で大工に貸してゐたので『此の品はお前の方には向くまい誰々に賣る』と云つた風に一角の權識をもつてゐた。現在に比較すると全く主客顛倒の感があり又それだけに利益率も多かつたので代々安穩に家業を繼ぐことが出来た。

第二章 明治時代の木材界

徳川三百年の太平も浦賀灣頭黒船來航の驚愕から人心恟々の裡に幕府は崩壊して明治四年七月廢藩置縣となり、惹いて金銀貨幣の價值變動で一般民衆は經濟的に大打撃を受けた。材木界にありても御材木場の廢止と共に株は無くなり材木商は自由商賣となつて産地山方と直接取引を行ふと云ふ大變革が到來した。廣島市街は新政府による諸官衙の建設、鎮臺の設置等々其他、町家の建築は年毎に増加して木材の需要は愈々加はり、延いて業者も新たに開業するもの相繼いで出で、天神町から鍛冶屋町應匠町方面へと材木街は擴張されるに至つた。

藩政時代嚴かな山林取締りを受けし産地山方共も、明治維新となりて何等取締りを受くることなくなるや、民林を自由に伐採し、加ふるに廣島市の人口増加、商工業勃興に伴ふ建築増加からあらゆる民林を濫伐し廣島へと木材を積出した。其の結果數年ならずして各地林野は荒廢の狀況漸く顯著となるに及び縣に於ては棄て置けず明治十一年森林保護規則を發布し、次いで同十四年國土保安に關係ある個所反別税額の調査を行ひ民有林保護林を設定し樹木の伐採其他を禁止し更に同十七年民有林保護林調査心得並に山野調査條例を定め以て細密調査を各地元町村に命じ次第に民有林の取締を嚴にした翌十八年縣下の山林は農商務省の直轄に歸し、農商務省廣島山林事務所が廣島市新川場町に設置せられ、同十九年には其の廣島山林事務所を廢し廣島大林區署を設置、同二十三年民有森林の無斷開墾を禁止同二十五年に至り森林濫伐の弊を矯め其の繁殖を圖る目的にて民有森林組合準則を設け、同三十年從來保存林、國土保安林其他種々の名稱となるものを凡て風致に關するものは風致林、其他の分は官林にあつては禁伐林、民林にありては伐木停止林の名稱に依り整理することとなり同時に伐木停

止林規則を設け、國土保安に關係ある個所は伐木停止林に編入し許可なくして樹木を伐採することを禁止し、同年四月には法律を以て我國に初めて森林法を布き全國一般に準據することゝなし翌三十一年一月一日より之が實施された。

一方市内の材木商は佐伯、安佐、山縣郡地方より木材を仕入れてゐたのみでは需要を充たすに足らなくなつたので四國の伊豫、九州の豊前、中津、日向方面へと手を伸ばし材木の買入れを行ふなど其の商策まで進取的と代つてゐたが、時恰も明治二十七年となり日清戦争勃發するや木材界は俄然、今迄業者の夢想だにもせざりし大好況大劃期時代が到達した。

即ち同年六月二日第五師團の將兵は各師團に魁けして出征、引續き全國より出征軍相次いで廣島に來着、軍用旅舎、應召集場所、軍用馬繋留舎多數をはじめ市中に急造の家屋新築、増築激増し木材の需要莫大の數に上つた。同年九月には 陛下大轟を廣島に進め給ひ城中に大本營を置かせられ、同月二十二日『帝國議會を廣島に召集』の詔勅を下し給ふた。妻木内務技師は西練兵場憲兵隊北側に臨時帝國議會議事堂建設の設計をなし十月十四日迄に竣工するやう指令した。當時廣島市内の材木商の手には此の議事堂建築に要する板材木は皆目無く、西は九州、南は四國、東は大阪市場まで探し廻つたが聚荷出來ず、漸く名古屋方面から此の資材を得て議事堂は竣成した程であつた。

それのみならず軍用材や廳舎、陸軍臨時病舎、附屬建物をはじめ各般の建築物に要する木材の需要は愈々増大し材木業者の繁忙は筆紙に盡されぬ程であつた。何しろ當時は山の伐り出し、運搬、製材能力等現今に比ぶれば實に遅々たるものであつた爲め斯る大量急需に對しては全くの天手古舞を演じたのであつたが、其の反面業者は相當の利益を得たので當時七十數名の業者は急に三十餘名増加して百餘名を數へるに至つた。

此の日清戦争が材界に及ぼした影響は業者をして之を契機に商取引範圍を擴大せしめ、進取的精神の涵養となつたので材木街の繁榮は舊來より面目を一新し太田川を下る筏は愈々殖へ、明治三十三年頃よりは荷馬車が出来て奥地からの木材はより多く市内へ運搬され、業者の數も百十五名となつて業界は順調なる進展を辿るに至つた。

第三章 材木商組合の創立

時代の趨勢は遂に組合の結成を促すに至り明治三十五年十二月、市内材木業有志二十三氏は之が發企を協議し、翌三十六年正月元旦、河原町萬春園に於て組合發企會を開催、愈々『廣島材木商組合』を創立すること、なし規約等を協議した結果、委員に三谷龜太郎氏外十五氏を選任し委員に於て規約を修正、委員中より正副組合長を互選することに決定して散會し、次いで同月八日同委員會を開催し規約を修正可決し組合長の選舉を行ひ組合長に三谷龜太郎氏、副組合長に山縣五一郎、横山直藏兩氏當選、事務所を鷹匠町九十九番地山縣氏宅に置き茲に廣島最初の材木組合は成立した。組合長以下各委員は大いなる期待を持ち全組合員より金百八十五圓を徴收して組合經費に充てた。其の規約全文は左の如し

廣島材木商組合規約

- 第一條 本組合は同業者の信用を重んじ和親共同一致團體を作り以て同業者間の利益を増進するを目的とす
- 第二條 本組合の名稱は廣島材木商組合と稱す
- 第三條 本組合の區域は廣島市及安佐郡三篠村、安藝郡牛田村及向宇品、佐伯郡已斐村を總轄す
- 第四條 本組合事務所の位置は當分廣島市鷹匠町九十九番地に置く
- 第五條 本組合員の資格は第三條の區域内に居住し材木商を営むものに限る
- 第六條 本組合員は信認金として金三圓を申込みのとき一時に出金すべし該信認金は銀行へ預金として保管し使用することを得ず

但し組合員中都合あり材木商を罷め又は區域外へ轉住したるときは組合事務所へ届出て信認金の返戻を受くるものとす

- 第七條 本組合員は事務所より配布する一定の證票を店頭に掲ぐべし
- 第八條 本組合に左の役員及事務員を置く 組合長一名、副組合長二名、委員十三名、書記若干名
- 第九條 委員は總會に於て十六名を選舉し名譽職とす
- 第十條 組合長、副組合長は委員中より互選す
- 第十一條 役員は任期は二ヶ年とし満期再選を妨けず
- 第十二條 初期の委員は次年に於て抽籤を以て半数を改選し以後毎年半数宛を改選するものとす
- 第十三條 臨時補欠選舉に依り就任したる役員は前任者の任期を繼承す
- 第十四條 書記は委會の推薦に依り之を定む
- 第十五條 組合長は本組合一切の事務を統理す、副組合長は組合長を補佐し組合長事故あるとき其事務を代理す
- 第十六條 委員は左の事項に付協議す

- 一、組合事務所的位置に關する事
- 一、役員の実費支給に關する事
- 一、書記の員數及其給料額に關する事
- 一、組合員の規約違反に關する事
- 一、其他本規約に規定するもの、外組合に關する事件
- 第十七條 委員は毎月十五日毎月の商品相場及商況等を調査し事務所へ通知するものとす

第十八條 書記は組合長の指揮に依り庶務に従事す

第十九條 組合總會は毎年一月一日開會し前年度に屬する事務の報告を爲す、總會長は組合長を以て之に充つ、但し臨時總會の必要あるときは組合長は委員會の協賛を経て之を招集す

第二十條 委員會は組合長必要と認むるとき開會す

第二十一條 總會及委員會は半數以上出席するに非ざれば之を開くことを得ず其決議は出席員の多數決とし可否同數なるときは會長之を決す

第二十二條 本組合の區域内に輸入若くは通過する物品にして本組合員の手を経ずして賣買したる兩者に對しては本組合員は取引を爲すことを得ず

但し本組合區域外に於て買入れをなし區域内に於て取扱ひを要せず又は自己の使用にして營業物品にあらざるものは此の限りに非ず

第二十三條 本組合員間に於て賣買代金支拂約束期日より三十日以上支拂ひを怠りたるものあるときは賣主は直ちに組合事務所へ届出づべし事務所は組合員に通報するものとす

第二十四條 本組合は組合外の者へ販賣したるときは可成現金取引を勵行すべし

第二十五條 本組合員外の者にして代金不拂ひの者あるときは其旨組合事務所へ届出づべし

事務所は直ちに組合員に通知し其不拂者に對しては組合員は以後販賣すべからず

第二十六條 代金不拂者にして支拂ひ整ひたるときは其支拂ひを受けたるものより直ちに事務所へ報告すべし

此の場合は事務所より各組合員へ通報し以後取引を爲すことを得

第二十七條 本組合員は物品の賣買に對し相手方の賣買主を指名して通知を受けたる者は同一物品に

付同時に競争賣買を爲すことを得ず

第二十八條 本組合事務所は一般の商況及労働賃金等の情況を調査し毎月一回組合員へ報告す

第二十九條 組合員は遠地の需用供給に付取引方法及其他特殊の商習慣不知の節は組合事務所に承合すべし、事務所は可及的詳細に取調べ回報するものとす

第三十條 組合員にして遠地にある物品を買受けんとするときは本組合事務所に托し組合の名義を以て物品の有無並に値段等の照合することを得

第三十一條 本組合員に於て荷主より委託を受けたる物品取扱手数料は左の各項に従ふべし

一、委託販賣は板材木並に鐵道枕木共賣揚金高の五分即ち百圓に付五圓とす

一、販賣をなさざる物品にして單に取扱ひのみに止まる物の手数料は評定價格金高の三分即ち百圓に付三圓とす

第三十二條 本組合員にして組合員外の者を誘引し物品賣買の紹介を爲したるときは賣買金高の一分即ち百圓に付一圓の報酬を出金するものとす

第三十三條 本組合員は労働者即ち木挽仲仕其他のもの雇入れをなさんとするときは前雇主の承諾を得て雇入れるものとす

第三十四條 本組合の經費に充つるため一人一ヶ年金一圓を毎年一月と六月に分納すべし

但し重大の事件起り臨時費用の必要を認むるときは委員會に於て協議決定の上之を追徴することあるべし

第三十五條 本組合の會計決算は十二月より翌年十一月を以て一期とし翌年の總會に於て報告をなすものとす

第三十六條 本組合員にして規約違反あることを開知したるときは其姓名及取引上の關係を組合長に報告すべし

第三十七條 本組合員にして此の規約に違背したるときは金十圓以下の違約金を徴し若くは狀情の重きものは信認金を沒收し且本組合を除名し以後取引を爲さざるものとす、其被除名者の姓名は五日以内新聞紙上に廣告するものとす

但し此の場合は豫て配布したる證券は事務所に返戻せしむ

第三十八條 本組合へ加入申込者あるときは委員協議の上加入せしむるものとす

第三十九條 本組合員又は其他の有志より金品の寄贈あるときは本組合事務所は之を受領し本組合の經費に組込むべし

但し此の場合に於ては其の寄贈者の氏名を總會に報告すべし

第四十條 本組合員は第一條の主旨を遵守し組合の内外を問はず渾て取引其他に付信義を重んじ丁寧親切を專一として組合の信用に注意すべき事

第四十一條 此の規約訂正の必要を認め組合員十名以上の提案あるときは委員の協賛を経て訂正取捨する事あるべし

第四十二條 此の規約は明治三十六年三月一日より實行すべし

斯くて三谷組合長以下委員は商取引の改善發達、營業上の弊害矯正、組合員の福利増進に邁進すべく規約に隨ひ委員は毎月十五日商品相場、商況、労働賃金の情況等を調査して事務所に通知し事務所は更に之を全組合員へ報告し或は組合員より木材代金不拂者を通知せしめて全組合員へ通報し爾今其の不拂者とは取引を中止せしめるなど着々活動なしつゝありし處、明治三十七年に至り日露の大戦は

勃發し又々廣島は日清戦争當時以上の大難關、市況は頓に活況を呈し木材界も亦軍用材諸建築材の莫大需要により大繁忙を極め、戦争終了後も材界は萎縮することなく組合も圓滿に進んで行つた。

第四章 重要物産法に依る同業組合の設立

斯くて數年間は任意組合として活動せしも時勢の進運に伴ない、新進の業者は在來の漠たる商習慣を基礎として慣例のみの組合では憚らずとなく、重要物産同業組合設置の聲を高め出したが明治四十一年に至り初めて新舊人士の意見完全に一致し同年一月六日商工會議所に於て同業組合發起總會を開催し満場一致之を可決、次いで同年度豫算二百五十九圓(創立費二十九圓を含む)も議決した。越へて一月二十五日小綱町阿部正次郎、鍛冶屋町三谷龜太郎、鷹匠町山縣五一郎、鍛冶屋町横山直藏、天神町粟勝一郎、竹屋町大原秀太郎、鍛冶屋町佐伯東、大須賀町加藤悦藏、稻荷町三好米藏の九氏發企者となり『廣島木材商同業組合發起の申請書』を宗像廣島縣知事に提出した。然る處同年五月二十五日附にて左の如く認可された

指令勸第三〇八三號

廣島市小綱町十六番地

阿部正次郎

外八名

明治四十一年一月二十五日申請廣島木材商同業組合發起の件認可す

明治四十一年五月二十五日

廣島縣知事 宗 像 政 印

茲に於て前記九氏の發企人は創立總會を開催すべく直ちに同意書を全組合員に回して之が賛成を求めたが其の同意書並に賛成者は左の如くである

同意書

明治四十一年一月六日廣島商工會議所に於て廣島木材商同業組合設置の件御協議決定につき我々發
企人共其筋に其筋に對し該發起認可申請をなしたる處明治四十一年五月二十五日附を以て認可相成候
に付左記の事項御通知及候依て創立總會相開き度候間御同意相成度候也

明治四十一年六月

發起人

通知事項

一、組合の地區及營業の種類

廣島市一圓及安佐郡三篠町、佐伯郡已斐村、安藝郡牛田村、戸坂村、仁保島村とす

木材の販賣(角類、丸太類、板類、挽割類、粉及鐵道枕木)業、同問屋、同仲買、製材の業をなす
ものとす

一、組合員となるべきもの、數

一百五十四名

内	一百三十六名	木材販賣業
	三名	同問屋業
	十四名	同仲買業
	一名	同製材業

一、組合の目的及業務の概要

組合員協力一致して商取引の改良發達及販路の擴張を企圖し並に營業上の弊害を矯正し同業者の
利益を増進するを以て目的とす

必要に應じ視察員を内外に派遣し輸出地方及生産地方の金融其他の便宜を講究し、各種木材に於
ける尺度の均一を圖り各地同業者と氣脈を通じ物資の集散を圖り、博覽會、共進會、品評會其他
の施設に對し出品上の便宜を圖り、内外各地の生産に係る木材の標本を聚集し斯業參考に供する
こと、業務上必要なる事件は行政廳其他に建議し又は請願すること、業務につき行政廳其他の諮
問又調査の囑託ありたるときは審議答申すること、組合員の使用する傭人の取締り及保護獎勵を
圖ること、組合員相互又は組合員外より組合員に對し紛議事件に付仲裁の請求ありたるときは之
を調停仲裁すること等

一、創立費及經費の概算

創立費 五十圓以内

經費一ケ年 五百圓以内

一、同意表示の形式及期間

重要物産同業組合法に基き發企人に於て發起認可の申請をなし知事の認可を得て同意を求むるも
のにつき即時同意をなすものとす

右同意す

小網町販賣兼製材業阿部正次郎、銀治屋町販賣兼問屋業三谷龜太郎、應匠町販賣兼問屋及製材業
山縣五一郎、銀治屋町同横山直藏、天神町販賣兼問屋業栗勝一郎、竹屋町販賣兼製材業大原秀太
郎、銀治屋町同佐伯東、大須賀町同加藤悦藏、稻荷町同三好米藏、左官町販賣兼問屋業竹原榮助、
銀治屋町同高橋賢一、應匠町同望月誠三、寺町仲買兼販賣和田源兵衛、三篠町原田平助、應匠町
販賣兼製材矢原直四郎、同販賣業久保井政助、同同永原主一、同同森政藏、同同中村千代吉、同

同木谷歡三郎、同同桑原多八、同同八尾井直次郎、同同奥田唯二、同販賣製材業平野卯三郎、同販賣業佐々木佐市、同同尼子勝二、同同田原寅次郎、同販賣兼問屋岡部小太郎、同同佐久間伊三郎、同山田三代藏、同同三浦善太郎、販賣兼製材有馬登市、同販賣業高橋米藏、同同太田直次郎、空鞘町同煙上幾藏、鷹匠町同瀧本初五郎、同同木村直之進、同同田中友助、鍛冶屋町同明石九一、同同木下啓次郎、空鞘町同山内末吉、同同西本周三郎、同同今中吾市、寺町同龜田竹松、同同渡部七太郎、三篠町同松村豊太郎、空鞘町石井久助、同同島山半次郎、同製材販賣業谷口菊次、同仲買業寺本宗兵衛、鍛冶屋町販賣業矢野清九郎、同販賣兼問屋業伊佐木清八、鷹匠町販賣業竹下仙太郎、天満町同松岡政造、福島町同杉本早太郎、三篠町同土手千太郎、西天満町同岩崎賢一、天満町同檜山鶴松、廣瀬村製材兼販賣業伊達政吉、船入村販賣兼問屋業田中權次郎、河原町同松浦長三郎、同同桑原新藏、同販賣業瀨川房吉、同同岡村龜太郎、同同港彌太郎、中島新町同木村元吉、水主町同山上藤馬、大手町八丁目同松尾岩之助、同同田部峯之助、袋町同西村倉助、段原村同米田力藏、皆實村同加藤福次郎、下柳町同大井常吉、同製材兼販賣業森政六、平塚町販賣業吉本寅吉、大須賀町同小田倉助、白鳥九軒町同倉光敬次郎、大須賀町武田嘉六、天満町同大塚保兵衛、船入村仲買兼販賣業東藤吉、河原町販賣業大橋勝次郎、同同石本彌一、同同山科大助、廣瀬村製材兼販賣業大久保保太郎、三篠町問屋兼販賣業鈴政徳市、同販賣業奥田文次、西白鳥町販賣業製材香川卯八、東白鳥町販賣業増田徳藏、八丁堀工事請負兼木材販賣堀内茂吉、下柳町販賣業藤野善六、同販賣兼製材新見音六、段原村同中村倉次郎、同販賣業坂田甚三郎、鹽屋町同加藤儀兵衛、元宇品町同岡崎靜一、天神町同竹林芳太郎、吉島村同竹林安太郎、大須賀町販賣兼製材森井寛一、天神町販賣業田中辰藏、同同永原大藏、同同佐々木寅藏、同同佐々木彌三郎、同同矢野三

兵衛、三篠町問屋兼販賣業大澄豊助、同同久保政太郎、鷹匠町販賣業吉田賢一、寺町同大崎松次郎、稻荷町同宮本保次郎、土手町販賣兼製材山縣松藏、仁保島村同岡野平太郎、三篠町販賣業問屋業岡吾八、的場町販賣業松井松次郎、天神町販賣業友田龜太郎

斯くして同年七月三日創立總會を商工會議所に於て開催し役員の選舉を行ひ組合長に堀内茂吉氏、副組合長に阿部正次郎氏、評議員に三谷龜太郎、山縣五一郎、望月誠三、竹原榮助、三好米藏、森政吉、岡部小太郎、加藤悦藏、原田平助、松浦長三郎、栗勝一郎の十一氏當選し、九月十二日其の設置方を申請、同四十三年二月一日附にて認可され茲に重要物産法による廣島木材商同業組合としてのスタートを切ることになつた。即ち之が今より丁度三十年前のことである。

第五章 組合の事業と施設

第一節 堀内組合長の事績

更生の意氣に燃え任意組合から重要物産法に依る同業組合に改組した堀内組合長以下各役員は大いに組合の事業を起し組合員の福祉を圖るべく先づ第一段階として明治四十二年に經費賦課徴收方法を左の如く決定す

經費賦課徴收方法

- 一、定款施行細則第十六條に依り營業稅高に據り一級より三級までに區分し二期に分ちて賦課徴收す
 - 一、各級は組合經費全額の三分の一宛負擔す
 - 一、等級を定むるには最多額納稅者より順次に取りて其納稅額の全組合員納稅額金の三分の一に達する迄の者を一級と定め、一級を除き其次ぎより取りて全組合員納稅額金の三分の一に達する迄のものを二級と定め其他の者を三級とす
 - 一、兼業者の納稅額は役員會の評決に依る
 - 一、重大事件起り臨時經費支出の必要あるときは役員會に於て決定の上、人頭割に賦課することあるべし
- 斯くて同年度組合經費として百九圓拾錢を徴收、支出七拾六圓參拾壹錢を差引き殘餘金參拾貳圓七拾五錢を組合定款に基き積立金として預金した。之が組合最初の積立預金である。翌四十三年二月一日同業組合設置が認可されるや直ちに同月二十二日組合臨時總會を開催、役員の改選を行ひ左の諸氏當

選す

組合長 堀内茂吉▽副組合長 三谷龜太郎▽評議員 阿部正次郎、山縣五一郎、栗勝一郎、加藤悦藏、原田平助、三好米藏、竹原榮助、大原秀太郎

續いて『組合基本金積立規約』をも協定して散會、次で三月十九日役員會を開き『組合活動方針』を定め、更に五月二十五日定時總會を開催し組合員を以て『廣島材木市場組合』を設置、爾今毎月二回横川橋原田材木置場と東本川下流桑原材木置場とに於て材木類の糶賣及び入札賣買を行ひ利益金を積立つることを可決し左の如き『材木市場組合規約』を制定、市場監査役に松浦長三郎、大橋増次郎、永原圭一、佐藤大三郎、佐久間伊三郎の五氏を選任し尙組合評議員をも七名増員することに定款を變更し田中眞造、香川卯八、森政吉、岡部小太郎、桑原新藏、望月誠三、伊佐木清八の七氏を選任したとして同月二十八日市場組合役員會を開き諸準備の打合せをなし愈々第一回の材木市は九月二十二日開催、豫想外の盛況を呈した。同材木市場組合の規約は左の如し

材木市場組合規約

第一章 總 則

第一條 本組合は廣島材木商同業組合員を以て組織し廣島材木市場と稱す

第二條 本組合の事務所は當分の内廣島商工會議所内に置く

第三條 本組合は組合員協同一致して斯業の隆昌發展を謀り營業上の弊害を除き利益を増進するを以て目的とす

第四條 本組合の事業は左の如し

一、木材類の糶賣及入札賣買

二、組合員に對し金融の便を謀ること

第五條 市場の位置及開市期日は左の如し

但し市賣人は組長に對し所定の場所及期日以外臨時開場を請求することを得、此の場合組長に於て必要と認むるときは一ヶ月二回以内場所を定め之を許可することあるべし

場 所

東部 (京橋川下流)一ヶ所

西部 (天満川下流)一ヶ所

中部 (本川下流)一ヶ所

北部 (横川附近)一ヶ所

期 日

一月は十四日より三十日迄、其他は毎月七日より二十五日迄の間に於て二日置きに開く、若し開市の當日大祭祝日に當るときは其翌日に順延す

市場は一日二ヶ所以上を開くことを得ず

第六條 組合員は組合規約及組合の決議を遵守すべきものとす

第七條 組合員は組長に對し組合の利害得失に關し意見を陳述し且役員會に於て建議することを得

第二章 役員及事務員

第八條 本組合に左の役員を置く

一、組 長 一名

一、副組長 一名

一、評議員 八名

一、監査役 三名

第九條 組長副組長評議員は廣島木材商同業組合の組長副組長評議員各之を兼ねるものとす猶將來改選の場合に於ても亦同じ

第十條 廣島木材商同業組合定款第四章役員に關する規定にして本規約に牴觸せざるものは之を準用す

第十一條 監査役は組合員より之を選挙す

但し選挙の方法は廣島木材商同業組合定款中選挙に關する規定を準用す

第十二條 監査役の任期は一ヶ年とす

但し任期満了の後之を再選することを妨げず

第十三條 監査役は何時にても組長に對して營業の報告を求め又は組合の業務及び組合財産の状況を調査することを得

第十四條 監査役は組合總會を招集する必要ありと認めたるときは其招集を爲すことを得、此の總會に於ては組合の業務及び組合財産の状況を調査せしむる爲め特に検査役を選任することを得

第十五條 監査役は組長が組合總會に提出せんとする書類を調査し組合總會に其意見を報告することを得

第十六條 役員報酬は組合總會に於て決定す

第十七條 本組合に左の事務員を置く、但し任免黜陟は組長に一任す

一、書記 若干名

第三章 取引に関する事項

第十八條 市場に於て賣買取引を爲す者は廣島木材商同業組合員に限る

第十九條 組合員市場買を爲さんとするときは豫め信認金を組合に納め置くものとす

但し現金取引をなすものは此の限りにあらず

第二十條 信認金を納めたる組合員は其六倍額に達する迄買受代金は約束手形を振出し市場買をなすことを得

但し買受代金信認金の六倍を超過したるときは其超過部分は現金取引とす

第二十一條 前條信認金を納めたる買受人は豫め裏書人二名を選び組長に申出で承認を受くるものとす、但し手形を振出さんとする時は交替に其一名を裏書人とすべし前項の手形金額信認金の二倍迄は裏書人を要せず

第二十二條 第二十條の買受代金約束手形支拂期間は六十日以内とし一月は十一日迄、其他は隔月毎五日迄とす

第二十三條 信認金を納めざる組合員市場買をなしたる時は代金支拂は賣買成立の翌日より三日以内とす若し其の期間を経過する時は百圓に付金三錢の割合の延歩を納むるものとす

第二十四條 組合は賣渡人に對し物件受渡し後三日以内に其代金の立替支拂ひをなすものとす

第二十五條 前條の支拂ひは信認金を以て之に充て尙不足を生ずるときは買受人より振出したる約束手形を以て銀行割引を受け之を支拂ふものとす

第二十六條 市場に出品したるもの、賣上げ手数料は左の割合により納むるものとす

一、角類は賣買價格の百分の七

二、板類は賣買價格の百分の六

第二十七條 市場に持ち運びたる物品にして開市當日賣買せず、後同所に於て組合の手を経ず賣渡し契約をなしたる時と雖も前條の手料を納むるものとす

第二十八條 賣買物件引取以前若し手板數量不足あることを發見したる時は現在數に對する價格相當の値引をなすものとす

第二十九條 賣買物件引取期限は契約成立の日より五日以内とす

第四章 賣買物件の規定

第三十條 賣買品の並方は左の方法によるものとす

一、角材及七寸以上の丸太は總て悪しき所を現はし七寸以下の丸太は依並とす

二、小丸太は凡そ二寸以下のものは百本以内二寸以上のものは五十本以内を以て一並とし其他之に準ず

三、丸太及板類にして八尺以上のものは總て積並とし本末を混せず必ず末口を現はすものとす

四、總て長短其他寸法は可成一定のものを一並とするは勿論直木、曲木は嚴重類別して並方すべし

五、角材及二寸以上の丸太は一才其他は一本板類は一間一束一枚買とす

第三十一條 厚さ二寸以下のものは總て板類並とし二寸以上のもの及丸太は角類並とす

第三十二條 賣買品の附値は角類丸太類は毛位以上とし板類及一本ものは厘位以上とす

第五章 計算及利益金處分方法

第三十三條 毎年四月より三月迄を決算期とし年一回五月に組合員總會を開き收支決算を報告するものとす

第三十四條 毎期純益金は左の通り之を處分す

- 一、木材商同業組合へ寄附金 百分の十
- 一、積立金 百分の十以上
- 一、準備積立金 百分の十以上
- 一、役員賞與金 百分の十以下
- 一、組合員配當金 信認金に對する年五朱以下
- 一、前記各項の外 翌年度へ繰越金

第六章 罰 則

第三十五條 組合員中買受代金の不拂、手数料の不納其他本規約に違背し及組合の體面に關する不正行爲ありと認むるときは役員會の決定により組合を除名し其他相當の處分をなすべし此の處分に對しては何等異議を申立つることを得ず

附 則

第三十六條 市場賣買に關する細則は別に之を定む

第三十七條 廣島木材商同業組合定款中會議に關する規定に牴觸せざるものは總て之を準用す

同、規約 細 則

第一條 出品人は出品目録、數量、價格及糶賣又は入札賣の何れによるべきかを豫め市場事務所に出づべし

第二條 規約第五條に依り臨時開市を希望する者は木材價格約一千圓以上を出品することを要す、但し開市費用は出品者の負擔とす

第三條 役員は互選を以て市場專務一名を置き役員會の議決を要せざる事務の處理を委任す

第四條 本組合員にして現金買を爲さんとするときは開市前當日の信認金として金十圓を組合に提供すべし

第五條 本組合員にして信認金額の五倍以上に相當する擔保を組合に提供したるもの、振出手形には裏書人を要せず、但し擔保は役員會の議決により諾否を決す

第六條 市場買をなしたるものには賣上げ手数料中角類は百分の三、板類は百分の二の割戻しをなすものとす

第七條 市場買をなしたるものには組合より買取口錢として百分の一(百圓に付一圓)の割戻しをなすものとす

第八條 本組合員にして組合員外の者より委託を受け市場買をなしたる時は組合は委託者より百分の二(百圓に付二圓)の手數料を徴收し委託を受けたる組合員に交付す

第九條 入札及糶賣價格に達せざる時は出品者に落札せしものと看做す、但し此場合に於ては規約第二十六條の規定によらず豫定價格百分の二(百圓に付二圓)を手數料として組合に納むるものとす

第十條 規約第二十八條第一號の場合は見本として賣品の一割以上を市場に出品し明細書を組合に提出すべし組合は開市場前木材の所在地を市場に掲示す

第十一條 賣買契約成立後違約をなしたるものは違約辨償金として賣買金高の一割(百圓に付十圓)を組合に差出し組合は此内七分を被違約者に支拂ふものとす

第十二條 出品木材にして水火等の不可抗力により損害を生じたる時は引渡し前は出品人の負擔とし引渡し後は買受人の負擔とす

第十二條 市場開始時刻の日は毎回組合より通知す

× 同年十月一日より十日迄間、中國六縣畜産馬匹共進會が西練兵場に於て開催さるゝや之が協賛事業として組合では林産物展覽會を開催し好評を博した。

× 翌四十四年一月三日定時總會を開き評議員三好米藏氏辭任につき其の補欠として坂本常藏氏を選擧尙廣島商工議所に加盟し同會に對し代表者を出席せしむべき事を可決、市場組合規約の一部も修正す

同年五月二十日、材木市場組合總會を河原町萬春園に於て開催す。

同年七月二十一日役員會を開き左の『店員獎勵規程』を協定し模範勤績店員の表彰を行ふべく表彰委員を選任し、八月二十九日同表彰委員會を開き表彰者を選定、諸準備の打合せを行ひ、十一月三日廣島市公會堂に於て第一回表彰式を舉行し一等賞一名、二等賞二名、三等賞二十三名、計二十六名を表彰し褒賞を授與した。

店員獎勵規程

第一條 廣島木材商同業組合は組合員の店員にして滿八年以上忠實に勤績し品行方正にして他の模範となるべき者に對し本規程に據り其の功勞を表彰す

但し特別の功績あるものは本文の年限に拘らず表彰することあるべし

第二條 前條に該當する店員の雇主は經歷及其功績を詳記し組長に申告すべし

第三條 組長前條の申告を受けたるときは店員審査委員をして之を審査せしむるものとす

第四條 店員獎勵審査委員を十名とし組合員中より選任す委員長一名は委員の互選を以て之を定む

組長及副組長は其審査に參與することを得

第五條 店員獎勵審査委員に於て表彰すべきものと認めたるときは其理由を具して之を組長に報告すべし

第六條 組長に於て店員獎勵審査委員の報告を受けたるときは之を役員會に諮り其決議を以て表彰するものとす

第七條 表彰は第一(事務を取扱ふもの)第二(勞役に服するもの)の二種とし左の各等に分ち褒賞を授與するものとす

但し賞品は役員會の決議を以て之を定む

第一種 一等甲 第二種 一等甲 三十年以上勤績者

同 二等甲 同 二等乙 二十五年以上勤績者

同 三等甲 同 三等乙 二十年以上勤績者

同 四等甲 同 四等乙 十五年以上勤績者

同 五等甲 同 五等乙 十年以上勤績者

同 六等甲 同 六等乙 八年以上勤績者

第八條 被表彰者の姓名は直に之を組合員に通知するものとす

第一條の但書に該當する者の等級は審査委員の報告により役員會の決議を以て之を定む

但し場合に依りては適宜の方法を以て之を公告することあるべし

第九條 表彰の時期は其都度役員會の決議を以て定む

大正元年二月一日、官營製材事業廢止及び水難護法中改正の件に付組合員連署請願す。

同年五月十九日、材木市場監査役改選し田中權次郎、煙上幾藏、炭田房吉、瀧本初五郎、信家元兵衛の五氏當選す。

同年八月五日、材木市場を鷹匠町一〇〇番地に移す。木履用材販賣規定を協定す。竹木筏繫留場及び木材置場の件につき知事に申請す。

大正二年五月二十二日、定時總會を開き任期満了による組合役員の改選を行ひ左の諸氏當選す

組合長 堀内茂吉▽副組合長 三谷龜太郎▽評議員 山縣五一郎、阿部正次郎、栗勝一郎、加藤悅藏、原田平助、竹原榮助、坂本常藏、香川卯八、望月誠三、伊佐木清八、岡部小太郎、大橋増次郎、炭田房吉、田中權次郎、高橋賢一▽市場監査員 煙上幾藏、瀧本初五郎、信家六兵衛、太田直次郎、富島歌郎

同年十月、材木市場組合第一部は都合に依り中止、第二部は解散とし整理委員三名を定めて十一月七日を期し決行す。

大正三年八月、組合長堀内茂吉氏、評議員山縣五一郎氏辭任、同田中權次郎氏逝去。

大正四年一月二日、右堀内、山縣、田中三氏の補欠選舉を行ひ組合長に三谷龜太郎氏、副組合長に栗勝一郎氏、評議員に松浦長三郎、畠山半次郎、堀内茂吉の三氏當選す。されど堀内氏は一月六日再び辭任。

同年五月二日、市場組合總會を開き監査役の改選を行ひ富島歌郎、太田直次郎、瀧本初五郎、奥田

唯二、小西新藏の五氏當選す。

同年五月二十三日、組合定時總會を開き三期組合長勤續の堀内茂吉氏に感謝狀と記念品を又元評議員山縣五一郎氏に感謝狀を贈呈した。堀内氏が明治四十二年組合長に就任するや同年度に三十二圓七十五錢を初めて組合積立金として預金して以來、其の積立預金は年々増加して辭任された大正四年度には七百二圓九十三錢五厘となり又市場組合の積立金も二百十八圓十八錢に上るに至つた。

第二節 三谷組合長の事績

三谷龜太郎氏は廣島木材組合創始の大功勞者にして曩に任意組合をつくり組合長として努力し、次いで重要物産法に依る同業組合に改組するやよく堀内組合長を補佐して組合の發展と組合員の福祉増進に盡瘁し、堀内氏辭任の後は再び組合長に推され改善發達に邁進す。

大正四年四月より經費賦課徵收方法を左の如く改正す。

一、本組合經費は組合員の營業稅額に對し按分比例を以て賦課し二期に分ちて徵收す、但一人の負擔額金二十五圓を超ゆるときは其超過額を免除す、賦課金は四捨五入を以て錢位を定む

二、組合員の營業稅課稅種目に於て定款第二條の營業種目以外のものを含むときは之に相當する稅額を控除して本組合賦課標準を決定す。

前項の決定は役員會の評決に依る。

三、上半期分の經費は四月一日より同三十日迄に、下半期分は十月一日より同三十一日迄に事務所に納付すべきものとす。

同年七月、市稅營業者の經費等級を左の通り決定す。

一等一圓五十錢、二等一圓二十錢、三等九十錢、四等六十錢。

大正五年五月十九日、役員任期満了につき總會を開き改選の結果左の諸氏當選す。

組合長 三谷龜太郎▽副組合長 粟勝一郎▽評議員兼會計主任 岡部小太郎▽評議員 香川卯八、阿部正次郎、加藤悅藏、原田平助、竹原榮助、坂本常藏、望月誠三、大橋増次郎、伊佐木九一、松浦長三郎、横山直藏、奥田唯二、杉本早太郎、小西新藏▽市場監査役 永原主一、太田直次郎、瀧本初五郎、増田徳藏、淺水虎一

起へて大正八年五月の役員總改選にも又々三谷氏は組合長に當選就任す。

第二節 粟組合長の事績

大正十一年五月の總會に於て役員の改選を行ひ左の諸氏當選す。

組合長 粟勝一郎▽副組合長 竹原榮助▽評議員兼會計 岡部小太郎▽評議員 加藤悅藏、奥田唯二、伊佐木清八、大澄庄一、久保井三一、横山直藏、田中權次郎、杉本早太郎、香川卯八、坂本常藏、阿部正次郎、小西新藏、和泉直太郎、山本豊松
三谷前組合長を顧問に推薦す。

粟組合長も廣島木材組合發企の功勞者にて、克く堀内、三谷兩組合長を補佐し、殊に市場組合に就いては尠なからぬ努力を盡され、二期間組合長に就任、組合は金盃を贈りて其の勞を謝す。

第四節 竹原組合長の事績

昭和二年五月の總會は饒津公園の饒津園で開催、同じく役員改選の結果左の諸氏當選す。

組合長 竹原榮助▽副組合長 伊佐木清八▽評議員兼會計主任 阿部正次郎▽評議員 岡部小太郎

加藤悅藏、奥田唯二、久保井三一、杉本早太郎、小西新藏、甲口亮三、中本信吉、日垣一三、清水憲國、中西正夫、田中眞造、大澄信士、久保政太郎

昭和三年一月の總會席上、宇品町筒井金助氏より『貯木場設置』の動議が出で一同之に賛成、委員を選定し、其後屢々役員會を開き協議の結果、御幸橋横の溜池と、三篠の元營林署の貯木場跡とを借り受くべく、市當局に向つて運動を開始したが、竹原組合長は苟しくも西日本唯一の木材集散地たる廣島としては相當大なる貯木場を必要とする。此の業界の生命とも稱すべき大貯木場が實現せば業界は一大轉機を劃するに至るであらうと、先進都市の大阪、名古屋、清水、東京等の貯木場を役員に視察せしめて設計を樹て、馬淵市長、伊藤土木課長等に折衝するのみならず縣廳へも屢々出頭して之が市發展上必要な理由を陳情、設置方を請願し、同年五月の總會へは土木課長を招待して全組合員望の聲を聞かせるなど猛運動を開始したが、其の經費も尠なからず要するに至つたので竹原組合長は眞先きに金二百圓を運動資金に投げ出し、爲めに他の業者も又之に倣ひ寄附するものもありて運動は本格的となり、遂に縣市當局をして貯木場の必要なることを認識せしめ、廣島貯木場設置の動機を茲に作り上げたのであつた

第五節 横山組合長の事績

昭和三年五月の總會に於て又々役員改選、左の諸氏當選す

組合長 横山直藏▽副組合長 伊佐木清八、奥田唯二▽評議員兼會計 清水憲國▽評議員 阿部正次郎、加藤悅藏、久保井三一、杉本早太郎、甲口亮三、中本信吉、日垣一三、今井丈三、今中京一、和泉直太郎、大澄信士、辻國一、小田房次

前組合長竹原榮助氏を顧問に推薦す

樹山組合長ほか各役員は飽迄も貯木場設置を實現せしめねばならぬと運動に乗出し、三篠町の元營林署貯木場跡と千田町溜池との借入方を組合決議を以て、横山組合長外七氏が代表者となり、時の川淵知事へ申請書を提出する一方、大貯木場の設置場所を吉島沖と選定し、横山組合長、奥田副組長、清水會計、日垣、久保井、今井等の各評議員は吉島海面の實地見取りを行ひ、冬嚴寒中にも拘はらず海中に入りて實際必要なる區域を定め、設計圖を作り同所十八萬坪の借入方を川淵知事に請願、縣當局とも屢々面接して陳情、實現に努めた。其の際如何に大貯木場が廣島材界に必要であるかを詳記した参考書をも提出したが、同参考書はよく當時の材界實狀を物語るものなので左に其全文を記載する

参 考 書

1、最近に於ける木材界の狀勢

本市に集散する木材は歐洲戰亂前迄は殆ど縣内材及四國九州材に限られたりしが、其の戰亂後に至りては北海道、樺太、沿海州、朝鮮、南洋、米國等各地の材、急激に増加の趨勢を呈するに至れり。這は主として之等外材が價格著しく低廉なると(内地材の二分の一乃至五分の一程度)内地材にては容易に得ること能はざる長尺物其他一定せる多量の品種を一時に求め得べき利便あるものにして其の結果縣内主要物産たる松杉材の如きは甚だしく壓迫を蒙り市場の需用最も多き中等材以下のもの、如きは全く之に販路を奪はるゝに至れり。此の狀勢は獨り本市の現象たるに止まらず實に一般木材界を支配すべき大勢と稱すべく、彼の秋田縣の如きは全國三大美林の一たる有名なる長木澤の林相を有し杉の産地として冠絶するに拘らず近年漸次米杉に其の販路を侵奪せられ之が縣内に於ける地盤すら殆ど

崩壊せらるゝに至れり。従つて同縣能代挽材會社の如きは今や外材を主要品目として取扱ふの止むを得ざる實況にして、今や全國の木材市場には原料の豊富と價格の低廉と其の他幾多の武器を有する各種外材が潮の如く殺到し業界の根底を覆して之を一變せずんば止まざらんとするの勢を示せり。其の結果取引の趨勢も少量取引より大量取引に、仲繼取引より産地取引に推移し豊富なる資金を要するに至りしのみならず、更に海運の利便と原木貯藏の設備とを有するにあらざれば業界に活躍し難き大勢を示するに至れり

2、有望なる本市木材事業

本市に於て最近五ヶ年間に集散せる木材は左表の如く近時財界の不況著しく各種事業界は何れも概して不振の域を脱せざるに拘らず、木材界のみ獨り如此進歩の形勢を呈するは大いに注目すべき現象なり。是固より種々の原因に依るべしと雖も畢竟本市が木材市場として好適の地勢を占むるによるものたらずんばあらず、蓋し木材市場の發達には海運の利便を要するを必須の條件とす、然るに本市は瀬戸内海を負ひ天然の良港たる宇品港を有し巨船の出入至便なるのみならず、更に同港荷役作業の利便に至りては他に多く其の比儔を見ず、又原木の貯藏には鹽水と淡水と交互流入することを要件とす(塩水若は淡水のみになすときは四、五ヶ月にして虫入り腐蝕するを例とするも該兩水交互に流入する個所に於ては二ヶ年餘の保存に堪へ得ることは當業者の常に實驗する處なり)。然るに本市は能く之を具備する幾多の河川市内を貫流し其の豊富なる水量は雨期を俟たずして運材、繫留、貯藏に適するが如き亦他の企及を許さざる所なり。加ふるに波濤穩かにして航運至便なる瀬戸内海には幾多の島嶼介在し多數の船舶と船夫とを有するを以て驚くべき安價の賃銀を以て運材をなし得る利便の如きも亦本市の獨占する所たるに似たり。尙本市一般の勞銀は全國重要なる十數都市に比し著しく低廉な

るのみならず(商工省統計による)製材其他木材加工業の如きも相當發達の地歩を有し之に要する地方消費額も侮るべからざるものあり。加之本市は從來縣内に於て杉、松、栗等の良材を産する關係上、斯業發達の歴史頗る古く其の地盤の如きも四國、九州、山陰、山陽、北陸其の他の各方面に互り此の大なる背景を擁して事業の基礎牢固として抜くべからざるものあり、如此經濟上諸般の要素を具備するを以て若し之に加ふるに業界の生命とも稱すべき貯木場の設置を見るに於ては斯業に一大轉機を劃するに至るべきは必然にして之が振興發達の前途察に難からざる所なりと認む

木材移輸入石數並價格累年比較

年次	廣島縣產		他府縣產		外國產		合計	
	石數	價格	石數	價格	石數	價格	石數	價格
大正十二年	四八	三、六〇〇	三二七	二、一〇〇	一五	一、一〇〇	九〇	七、〇〇〇
同 十三年	四六四	四、五〇〇	三二五	二、五〇〇	一四三	二、〇〇〇	一、〇三三	九、〇〇〇
同 十四年	五四〇	五、五〇〇	五〇〇	四、五〇〇	三五〇	三、〇〇〇	一、三九〇	一三、〇〇〇
昭和元年	七四七	七、五〇〇	五六七	五、〇〇〇	一九三	二、五〇〇	一、六〇七	一五、〇〇〇
同 二年	八〇二	八、〇五〇	六〇九	五、五六二	三四	二、六七五	一、七三五	一六、〇八五
備考 昭和二年度は十月末日迄の分を蒐集す(單位は千石・千圓)								
木材移輸出石數並價格累年比較								
年次	廣島縣		他府縣		外國		合計	
	石數	價格	石數	價格	石數	價格	石數	價格
大正十二年	三〇	三、五〇〇	二〇八	二、三〇〇	二七	三〇〇	八五	九、〇〇〇

尙廣島市内の消費高は大正十二年度二十七萬二千石價格三百萬圓、同十三年度三十九萬石同四百五十萬圓、同十四年度四十五萬四千石同五百萬圓、昭和元年度四十九萬石同五百萬圓、同二年(十月末迄)五十七萬六千石同五百五十萬圓である

3、貯木場設置の必要

現在に於ける市内木材各營業者の原木貯藏狀況は殆ど何等の施設なく、只市内各河川の兩岸及宇品港灣其の他海上の沿岸に各自便宜の個所を撰み筏の儘繋留をなすか、若くは筏を分解して適宜に集材し居る實況にして從來は之に對し何等の制限を受けざりしも大正十二年九月、河川流木取締令の發布に依り流木及其の繋留に對し幾多の制限を附せられ、殊に短期なる陸上げ期間を定めらるゝに至りしのみならず一方海面の使用に就いては更に他の法規に依り束縛を受くるの結果營業者は恰も其の頭上に一大鐵槌を下されたるが如き實情を呈するに至れり。而も舊時の如く縣内材の取引を主とする際に於ては之が集散容易なりし關係上、強いて市内に原料を集積するの要少なかりしと雖も、近來の如く外材の多量取引著しく増加し原物を相當準備するにあらずんば業界に潤歩し難き狀勢の下に於ては是等の法規に依り營業者の感ずる苦痛は極めて甚大なるものありと云はざるべからず、即ち此の法規の適用に伴ひ營業者は多大の經費と幾多の不利とを忍びて陸上げをなすの外なきも、之に莫大なる地積を荒廢に歸せしむる虞れあるのみならず、現在の木材業者中には到底之に充當すべき至便の個所に大

地積を有するものなし、よし之を有するものありとするも、陸上に貯蔵せんか忽ちにして木材に亀裂を生じ使用に堪へざるに至るを以て當業者の多くは止むを得ず法規の違反を取てし、甲所に於て繋留を拒絶せられたる場合には乙所に之を移動するが如き無益の手数勞力を費し、尙法規の強制を受くるに方りては一旦陸上げを斷行し更に流筏をなすが如き事例を續出し居るの状況にして、之か爲め直接に蒙る損害の如きも甚しく巨額を示しつゝあるが如く。又現況に放任するときは一朝大雨洪水に隣しては直ちに流出の慘狀を免れざる所にして之がため最近五ヶ年間に當業者の蒙りたる主なる損害を表すすれば左の如し

損害金額		重なる被害者	
大正十二年	四、〇〇〇圓	木原製材所	
同 十三年	一六、〇〇〇圓	津崎製材所	
同 十四年	六、〇〇〇圓	旭木材株式會社	
		木原製材所	
昭和元年	八、〇〇〇圓	和泉直太郎	
同 二年	二五、〇〇〇圓	津崎製材所	
合 計	五九、〇〇〇圓		

前表の如く年々幾多の損害を生じ天與の財源を空しく滅失し居るのみならず、現在の繋留状況にては別に日々若干の流失を免れざるが如し。尙之が流失に伴ひ堤防の決潰、橋梁の破損等の災害を誘致するが如きも看易きの事理にして、現に本年十月十日に於ける暴風雨襲來の際に於ては本市船入町に營業所を有する製材業者津崎商店の如きは市内元安川筋及び江波其の他に繋留中の樺太材及び沿海州

材七萬五千石を殆んど一夜に流失したる際の如きは、其の川筋を航行中の船舶及び船夫に損傷を與ふると共に市内大手町九丁目に在る魚市場の護岸工事(石垣)一町半の距離を跡方もなく破壊せるの事例を生ずるに至れり。又是等原木の流出に伴ひ海面に定置せる蠣及び海苔の養殖設備に損害を與へたる事例も亦少なからざるが如し。

更に事業上の方面より之が影響を観察せんに、現状にては業界の基礎安定せざる結果、新に企業を躊躇するもの多きのみならず尙現企業者中にも其の事業を中止せざるべからざる悲境に沈むものあり(本年原木の流失に依り多大の損害を蒙りし津崎商店の如きも其の一つにして従來借入使用せし營林署の貯木場を近時に至りて俄に使用禁止を受けたるに依るものなりと云ふ、同店は個人經營なるも本市有数の製材工場にして三菱合資會社が九州に於て事業を經營する朝日硝子工場の箱材も一手に供給し年額七拾萬圓以上の製材をなす大工場なるを以て之が事業の休止を見るが如きことあらば本市業界に與ふべき打撃深甚なるものあるべし)又現状にては到底一時に多量の原木を集注するに由なく、況して斯界の趨勢たる大量取引に應ずること能はざる爲め安價にして有利なる原料を得ること極めて困難なる實情を呈せり。例へば樺太及び沿海州材の如きは毎年十一月より翌年四月迄の海面結氷の爲め運材の途、杜絶せらるゝを以て解氷期に至りて一時に多量の仕入をなすの外なきも、之をなすこと能はざる結果其の貯木をなし居る大阪方面より高價なる費用を投じて仕入をなし居るの状況にあり。尙外材の直輸入は一定數量を需用するにあらずんば本船の寄航を得るに由なきを以て假令宇品の如き良港を有するとすも此の天恵を利用するに由なく商機を逸すること又頗る多きが如し。又木材事業の發達には委託販賣を最も必要とするも流失の危険を感じる現状に於ては委託をなすが如き愚者はあり得べからざる所にして、又一方に於ては捨賣をなさざるべからざる場合續出する等、商勢の進展を阻

滞し業界に潤歩し難き實情を呈するは當業者の最も苦痛とする所なり。

事態如此なるに拘らず事業が年次比較的進歩の狀勢を辿りつゝあるに徴するも本市が木材集散地として如何に好適の位置にあるかを立證するものと云ふべし、若し幸ひに本施設を見るに至らんか如上各般の不利不便は茲に全く一掃せらるゝと共に、一方本市を中心として各地木材市場の需給關係に大なる波動を生ずるに至るべく其の結果、最も深刻なる打撃を受くるに至るは大阪市場たるべし、蓋し同市場は先年大規模なる貯木場設置以來俄然其の商勢を昂進し爾來業界に覇を稱せらるゝや久しく本市の商界も亦其の願使に甘んぜざるべからざる實情を示し居るも、本施設の完備に伴ひ必ずや其の狀勢を一變するに至るべく地勢其他の關係に鑑み、少くとも大阪以西の各地は本市商權の圈内に屬するに至るべきは疑はず、斯くの如く本施設は當業者の死活を決すべき一大問題にして、今や市内に於ける木材同業組合員數二百二十名を有し其の使用人家族の數を合する時は實に九千二百餘人の多きに達せり。而して是等の者が取扱ふ年額は實に千七百餘萬圓の巨額を示し其の振否は直ちに市の財界の消長を支配するに足るべし。又本市の重要物産にして本業に直接の關係を有する木材加工業の如きも其の従業者數頗る多く、之が産額の如きも一ヶ年七百萬圓前後を往來しつゝあるが是等の關係者が本施設を要望すること亦一日の故にあらず、蓋し現状に於ては地方に貯藏する原料潤澤ならざる爲め大量取引の場合には阪神地方より、少量取引の場合には尾道若しくは其の隣驛たる松永方面より移入し居るの實情なるが、地方仕入れに比し勢ひ高價なる關係を有すると念須の需用に應じ難きとに依るものにして、如此一事業に關聯して各方面に波及する影響の深甚なることは此の一例に徴するも明らかにして、實に本業の盛衰が市民多數の休戚に關すること深く、且都市開發に至大なる影響を有することに想到し本施設の解決を促すこと眞に焦眉の念を感ぜんばあらざるなり。

4、貯木場設置の位置

貯木場設置の必要は前述の諸點に徴して明らかかなりと雖も之を如何なる位置に定むべきやは最も講究を要する問題なり。別紙諸願書によれば市の貯溜池三ヶ所の貸付を受けんとするにあるも、右貯溜池たる設備を其の儘利用し得る點に於て極めて利便を感じるも、此の貯溜池設置の目的に反するを以て他に之に代るべき適當なる設備を加へたる上にあらずんば利用し能はざるべく(土木課長の意見)従つて他に適當の位置を選定せざるべからず、而して貯木場は前述の如く淡水と塩水と交互流入すること必要とするを以て、先づ第一に此の要件を具備すると共に更に運材、貯藏に最も利便なる位置を撰まざるべからず。而して市内各川筋は何れも第一の要件を具ふるも、元安川筋と本川筋との間に介在する吉島の凸端の水面は市の中央に位し比較的宇品港及び市内木材業者の集團地に接近し、且都市埋立計畫に影響を有せざる個所のみならず比較的大面積を得るに便利なる等の關係もあり最も適當の位置と認めらる。

5、貯木場設置の規模

本市の各川筋及び海面に貯藏し居る數量は本年中に於ける一日平均五萬六千石前後なるが、其の出廻り時期たる五月以後に於ては十萬石前後の貯藏をなしつゝある所にして、之を最も經濟的方法によりて集積するとするも百石に付三十五坪乃至四十坪の水面を準備せざるべからず、殊に一個の貯木場を以て所有者を異にする各種の原木を同時に集積する關係上、其の區劃を整然たらしめ出入の混雜を避くる必要上、尙幾分の餘裕を存し置かざるべからず、従つて現在に於ても既に五萬坪程度の面積を要すべきのみならず、之を既往五ヶ年間に於ける發達の趨勢に照らし更に貯木場設置に伴ふ業界振興の勢に鑑みるときは更に一層大規模の設備を必要とする所にして、近き數年後の將來を見するに於

でも少くも七萬坪乃至十萬坪前後の水面を設備する必要ありと認む。

越へて昭和五年四月二十五日に至り曩に申請した三篠方面業者待望の元營林署貯木場跡借入れの件は左の如く不許可の指令が來た
指令土第八一五八號

廣島市猿樂町
廣島木材商同業組合
代表者 横山直藏
外 七名

昭和三年四月十八日付願廣島市三篠町大字新庄字大芝地先太田川筋川敷内工作物修築並雁木設置の件許可し難し

昭和五年四月二十五日

廣島縣知事 川淵 洽 馬[㊦]
指令第八一五七號

廣島木材商同業組合
代表者 横山直藏
外 七名

昭和三年四月十八日付願廣島市三篠町大字新庄大芝地先太田川筋河川水面占用の件許可し難し
昭和五年四月二十五日

廣島縣知事 川淵 洽 馬[㊦]
其の當時、大規模の廣島市主催、昭和産業博覽會は西練兵場に於て開催され材界の爲め材木館を設置されたので業者は精選した各種木材を出品陳列し好成績と好評とを博した。
偶々閑院宮殿下、帝國在郷軍人會廣島支部總會へ御台臨、同博覽會へ御成りの砌り横山組合長は原縣技師と二人にて材木館を御案内御説明申上ぐるの光榮に浴し、川淵同博覽會長より功勞賞狀を贈られた

第六節 田中組合長の事績

横山組合長以下役員任期満了となつたので昭和五年五月二十五日午後一時より饒津園に於て總會を開催、昭和四年度の決算、同年度の事務報告の承認を受け、建築宣傳を行ふことを協議し、更に貯木場設置に關する経過報告をなして最後に役員改選を行ひ左の諸氏當選す

組合長 田中好一▽副組合長 奥田唯二、日垣一三▽評議員兼會計 大塚幸七▽評議員 久保井三一、大澄信士、石本仙次郎、小田房次、杉本早太郎、甲口亮三、日燒保男、岩岡良作、今中京一、中本信吉、古田嘉市、宮本齊、田中邦吉、長田讚徳
顧問に竹原榮助、山縣五一郎、阿部正次郎、横山直藏、伊佐木清八、加藤悅藏、香川卯八の八氏を推薦す

同年六月九日午後八時商工會議所に於て初役員會を開催、田中組合長新任挨拶に兼ねて組合の將來進むべき主義方針、即ち貯木場設置、定款變更、時間勵行等を明示されて議事に入り、貯木場設置に關する促進方法として實行委員並に建築宣傳實施の爲め委員を左の如く選任す

▼貯木場設置委員 阿部正次郎、山縣五一郎、竹原榮助、横山直藏、伊佐木清八、加藤悦藏、香川卯八、坂本柳太、辻國一、和泉直太郎、今井丈三、津崎襄一、山田三代藏、山本吉五郎、大橋勝次郎、清水憲國、久保井三一、大澄信士、石本仙次郎、杉本早太郎、甲口亮三、小田房次、日燒保男、大塚幸七、岩岡良作、今中京一、中本信吉、古田嘉市、宮本齊、田中邦吉、長田讚得、山陽合名會社、板野五平次、田中組合長、奥田副組長、日垣副組長

▼貯木場請願委員 竹原榮助、横山直藏、伊佐木清八、甲口亮三、久保井三一、清水憲國、今中京一、小田房次、田中邦吉、宮本齊、田中組合長、奥田副組長、日垣副組長

▼建築宣傳委員 甲口亮三、大澄信士、岩岡良作、大塚幸七、中本信吉、日燒保男、久保井三一、田中組合長、奥田副組長、日垣副組長

次いで前組合長横山直藏氏に感謝状と記念品を贈ることを可決し、尙今後全役員の融和を圖るため毎月金一圓宛を徴收し適當の時期に茶話會懇談會を催すことに決定した。之が木昌會の起源である

同年六月二十七日午後五時半商工會議所にて役員會を開催、顧問及び組合功勞者表彰の件を可決し其の委員に山縣五一郎、伊佐木清八、阿部正次郎、香川卯八、加藤悦藏の五氏を選任。大塚幸七氏の提議になる不良得意先きに對する賣懸代金を組合にて集金するの件は田中邦吉、古田嘉市、日燒保男、小田房次、久保井三一の五氏を委員に選任し正副組合長參與して研究することに決定。定款改正に關する件は甲口、長田、大塚、石本、今中、大澄、杉本の七氏を委員に選任(正副組合長參與)し改訂することに決定。田中組合長提案の時間勵行に關する件は満場一致可決、組合員一般へも之が徹底を期し役員も役員會當日支障ある場合は電話にて事務所へ通報することを申合はす

木昌會は常任幹事一名、會計一名、幹事四名を置き毎年三月、六月、九月、十二月の毎十七日に開

催と定め最初の役員を左の如く選定す。

常任幹事 田中邦吉△會計 大塚幸七△幹事 宮本齊、長田讚得、杉本早太郎、石本仙次郎

同年六月二十一日午後八時商工會議所にて建築宣傳委員會を開きポスター一千枚、廣告ビラ六萬枚を印刷し廣島、吳兩市内並に藝備線、可部線、宮島線方面へも撒布宣傳すること及び宣傳標語を左の二語と決定。

『木材は今が安値のドン底』『安い木で丈夫な家を建てませう』

同年七月二十九日午後八時半商工會議所にて役員會を開催、顧問辯護士設定の件は池田憲作氏に決定。事務員一名採用の件、五年度組合費賦課徴收方法の件、産業資金借入の件は組合長一任と決定。

組合員夏季慰勞會開催の件は満場一致可決、世話係を左の如く選定

接待係 奥田、久保井、日燒、大澄、杉本、岩岡、古田△設備係 日垣、大塚、中本、小田、今中
宮本△交渉係 甲口、田中邦▽會計係 長田

同年九月九日午後八時商工會議所にて役員會を開催、來る十月六日の所得調査委員改選に組合より日垣一三氏推薦することに定め選舉委員を選任す。

同年十二月十三日午後七時商工會議所にて役員會開催、田中組合長より貯木場設置に關し縣會其他への運動方法等詳細經過報告あり次いで定款變更の件は委員會修正通りに可決。昭和六年度豫算並に賦課徴收方法は財界不況に鑑み昨年度豫算より一割削減に決定。

昭和六年一月四日午後二時大華樓に於て定時總會を開催。出席者百二十八名、委任狀二十二名、田中組合長の挨拶ありて議事に入り、貯木場設置に關する經過報告(田中組合長)木材宣傳に關する經過報告(日垣副組合長)定款變更經過報告(甲口評議員)ありて顧問表彰の件、六年度豫算並に賦課徴收方

法を可決、評議員長田讚得氏逝去に伴ふ補決として清永憲國氏、定款變更に伴ふ評議員五名増員は平田乗逸、泓田勝、阿部吾作、住田小平、塗井基一の諸氏當選。日垣一三氏所得調査員に當選の謝辭ありて開宴。時間勵行獎勵先着六十名へ福引にて景品を渡す。

同年四月十六日午後八時商工會議所にて役員會を開催、商業功勞者詮衡委員に大澄、杉本、清水、久保井、甲口の五氏並に正副組合長を選定。來る五月の總會提出議案を審議す。

同年五月十七日午後二時舟入町羽田別荘に於て定時總會開催、出席者百三十五名、委任狀二名、田中組合長の挨拶ありて議事に入り前年度決算、事務報告、定款變更認可の件を承認可決、續いて田中組合長より貯木場設置の運動經過報告ありてのち懇親宴を催して散會。

是より先き田中組合長は貯木場設置問題に大決心を以て當る方針を定め、縣市當局と屢々折衝を重ね相當の私財を費して諸般の調査、設計等に苦心し古田代議士、加藤縣會議長等へも運動を依頼した結果、廣島貯木場は太田川改修、廣島港灣修築に包含して縣營にて行ふことに決定された。此の貯木場は京橋川尻、宇品町西岸に設け其の水面積は約二萬坪、港灣内の接續部分、京橋川より注ぐ淡水と海面より來る鹹水とが潮の干満により交流する地點にて、其の周圍より京橋川の東岸一帯に約八萬坪の埋立地を有し此の埋立地に材木市場、倉庫業、運送業の店舗新築、臨港鐵道敷設などありて西日本唯一の木材集散地たらしむべき計畫であつた。

何しろ此の太田川改修、廣島港灣修築は大事業なので廣島市會議員、廣島商工會議所議員は一體となりて猛運動を起し又川淵市長、商工會議所會頭を主班とする同期成同盟會は其の事務所を商工會議所から市役所内に移し其の實現に努めたので縣では昭和五年末の縣會に該案を上程可決、工費三百五十萬圓を以て昭和六年度より向ふ五ヶ年繼續事業として着工することゝなつた。然る處昭和六年六月

に至るも着工せず縣では工事費の起債認可に行惱みを生じゐるとのことに、組合では貯木場の成行を憂慮し同月廿二日午後八時商工會議所に於て役員會を開催し同問題を協議した結果、縣が起債認可に行惱み居るは埋立地八萬坪の賣行如何を懸念しての事であるが、右埋立地は豫てより組合が一手拂下げを要求しつゝある處なれば此の際其の意志を明確に表示すれば本省の危惧を一掃することゝなり是以上の良策なしと衆議一決、其の促進委員に大塚幸七、久保井三一、甲口亮三、田中邦吉、今中京一住田小平、大澄信士の七氏を選任し埋立地拂下陳情書を提出することに決定。翌廿三日促進委員七名正副組合長は商工會議所に集合し『廣島港灣修築認可となれば國家及び縣所用地を除く埋立地は全部本組合へ拂下げ願度し、縣が許して呉るれば縣の豫算價格に基き總價格の一割に該當する擔保資材を提供して直ちに契約を締結す』との趣旨の陳情文を認め田中組合長以下役員廿三名連署調印の上、同月廿五日縣へ提出した。之に依り縣では安堵の決意を固めたものゝ如く川淵知事に次いで吉田内務部長、熊野庶務課長等の上京となり、東京では本縣選出代議士等と策應して運動を續け愈々認可となる運びに立至つた。

同年八月廿日、商工會議所にて役員會を開催。組合員海水浴開催の件は廿三日午前九時より佐伯郡五日市町五天場にて行ひ組合員に辨當、酒、ビール、サイダー等を配ることゝなし其の委員に大塚幸七、久保井三一、泓田勝、田中邦吉、住田小平、大澄信士、宮本齊の七氏を選任。日垣氏提案の直接營業に關し經濟研究會開催の件は次回役員會にて研究することに決定。同年十二月十三日午後七時三十分商工會議所にて役員會を開催。昭和七年度豫算案を附議し六年度豫算を其儘踏襲と決定。評議員中本信吉氏病氣を理由に辭任申出あり之を承認

昭和七年一月三日午後三時五十五分より羽別荘に於て定時總會を開催。出席者百十六名、委任狀十

七名、田中組合長病氣欠席の爲め日垣副組長議長席に着き七年度豫算及賦課徴收方法を可決、甲口評議員より貯木場設置に關する経過報告あり、次ぎに不良取立金の手數料一割を二割に改正。市内に在る未加入業者を組合員に勧誘加入せしめることを可決し懇親宴を催す。

同年三月二十三日、田中組合長は突如辭任書を奥田副組長宛提出された。惟へば田中組合長は兎角消極化せんとした組合に劃期的革新を與へられ、組合の進むべき途に積極的方針を指示し以て發軔たる眼覺めた組合に導かれ、組合多年の宿望たりし貯木場設置も近く實現されんとするに至りしは全く氏の盡力の賜であつた。

第七節 奥田組合長の事績

田中組合長辭任書を受取りし奥田副組長は直ちに日垣副組長と共に田中組合長を訪れ留任を勸告したが、辭意固く、止むなく同月二十五日午後八時商工會議所に於て役員會を開き協議を重ね『貯木場問題の目鼻がつかかけたのは全く田中組合長努力の結晶にて斯る際辭任されては一大事である』とて辭任不受理の決議をなし、留任勸告委員に奥田、日垣兩副組長のほか平田、甲口、久保井、清水、住田の五評議員を選任。

同年四月九日午後八時半商工會議所にて役員會を開催。留任勸告委員より『田中組合長は辭意固く來期に於て絶對組合長に選舉せざれば今期だけは留任することとなりし』と報告あり、全役員の任期もあと一ヶ月内外なれば五月の改選期に何等か善後處置を講ずることに決定。

同年五月十五日午後一時西地方町『大萬』に於て定時總會を開催、出席者百六十九名、奥田副組長議長席に着き昭和六年度決算報告の承認を求めて協議に入り、大塚氏提案の『不良取立増加防止の爲

め信用調査機關設置の件』を可決、其の實行に關する具體的方法は役員會へ一任を決定、次いで『正量取引の件』も可決、實行方法は同じく役員會へ一任、續いて役員選舉を行ひ左の諸氏當選す

組合長 奥田唯二▽副組合長 日垣一三、同大塚幸七▽會計 清水憲國▽評議員 久保井三一、加藤精一郎、塗井基一、杉本早太郎、田中邦吉、石本仙次郎、岩岡良作、三浦清次郎、平田乘逸、甲口亮三、今中京一、桑原新藏、今中時松、住田小平、小田億人、大橋薰造、辻國一、泓田勝、宮本齊顧問に竹原榮助、阿部正次郎、横山直藏、伊佐木清八、加藤悦藏、香川卯八の六氏を推薦す。此時田中前組合長出席一同に辭任の挨拶あり次いで奥田組合長、大塚副組合長、久保井評議員の挨拶ありてのち懇親宴を催した。

同年七月二日午後八時商工會議所にて役員會を開催、正量取引に關する件は大坂、東京方面より參考資料を取寄すことに決定。信用調査機關設置の件は委員を擧げて研究することとなり、委員に今中加藤、石本、甲口、日垣、大塚、奥田の七氏を選定。

同年八月十九日午後八時商工會議所にて役員會を開催、信用調査機關設置に關する件は意見百出を見たが結局義務行爲となすことに決定、尙之が名稱も不拂調査會と變更に決定。正量取引に關する件は各地の參考書に基き協議の結果委員附託となし、其の委員に奥田、日垣、大塚の正副組合長ほか久保井、泓田、宮本、小田、三浦の五氏を選定。支拂日決定の件は毎月十日と決定。

同年九月二十日、十月二十七日、十一月十日とも商工會議所にて役員會を開催し正量取引に關し協議を重ね左の如く規格寸法を決定す。

一、廣島木材商同業組合の製材品は正寸を以て呼ぶものとする
一、幅、厚、長はメートル法に依り表記す

一、束数は入敷を明記し其他製材者名を記入すること
 一、組合に出来合品規格表を備へ出来合品と雖も左記寸法を以て將來の規格統一を圖ること
 長さを以て呼ぶもの(板類、小割物、マキ)
 一間物と稱する品は六尺四寸以上たること
 一丈物と稱する品は十尺以上たること
 二間物と稱する品は十三尺以上たること
 寸法を以て呼ぶもの

- 並タルキ 一寸三分角 一寸四分角
- 戸 棧 一寸一分角
- 十二割 一寸三分×一寸七分 一寸四分×一寸八分
- 本 二寸 一寸七分角
- 山 二寸 一寸八分角
- 正 二寸 二寸角
- 正 二四 二寸×四寸
- 中 二四 一寸七分×三寸七分 一寸八分×三寸八分(山二四)
- 小 二四 一寸四分×三寸(並二四)
- 四一×キ 三寸五分×五分五厘
- 大×キ 三寸二分×五分
- 中×キ 三寸×四分

正一寸一分板、正一寸板、正八分板、正六分板、正四分板
 同年十二月十七日午後七時商工會議所にて役員會を開催、昭和八年度豫算案を可決。明春の定時總會は一月三日開催と決定。

昭和八年一月三日午後一時より『大萬』に於て定時總會を開催、出席者は百十六名、奥田組合長開會の挨拶を述べ、八年度豫算案を可決、不拂調査會細則の件、正量取引の件、貯木場の件の報告があり、田中前組合長へ記念品贈呈の件を可決、次いで商工會議所議員改選に立候補の一級久保井三一氏二級今井丈三氏、市會議員に立候補の甲口亮三氏を應援することを申合せ懇親宴を開いた。

同年一月二十八日午後七時より商工會議所にて役員會を開催、從來の貯木場設置委員を解き新たに貯木場設置促進委員に正副組合長以下二十三名の現役員、六名の顧問並に前組合長田中好一氏と合計三十名を選任。電話度敷制實施延期陳情書へ署名調印を決定。

同年二月二十一日午後八時半商工會議所に於て臨時總會を開催、商業會議所二號議員に田中好一氏を推薦することを決議し、尙今回同議員に當選の奥田、久保井、今井三氏の挨拶ありて閉會。

同年三月十一日午後七時商工會議所にて貯木場速成委員會を開催、正副委員長に正副組合長を選定

同年同月十八日と四月十九日の午後七時商工會議所にて不拂調査委員會を開催。

同年五月十一日午後八時商工會議所にて役員會を開催、同月十八日の定時總會に提出すべき議案を審議す。

同年五月十八日午後三時大華樓に於て定時總會を開催、出席者は百三十八名、奥田組合長開會の挨拶を述べ七年度決算の承認を得、事業報告、不拂調査會の報告、貯木場経過報告等ありてのち田中前組合長へ記念品としてラヂオ受信機を贈呈し懇親宴を催す。

同年五月二十五日午後八時商工會議所にて不拂調査委員會を開き木材代金不拂者名を各組合員の店頭貼付することを可決。

同年九月十七日午後六時己斐町『金鍋』にて役員會を開催、評議員石本仙次郎氏辭任を承認。不拂調査委員の補欠に小田億人氏を選任。

同年十二月十八日午後五時三篠町『扇家』にて役員會を開催、來る一月三日の定時總會に提出の議案を審議す。

昭和九年一月三日午後一時より『大萬』に於て定時總會を開催。出席者は百十名。奥田組合長の挨拶について九年度豫算を可決、不拂調査會、貯木場設置促進、正量取引の諸件に關する報告ありて評議員の補欠に大井秀藏氏を推し懇親宴に移る。

同年一月十三日午後七時商工會議所にて役員會を開き伊豫丸太寸檢五分止めを決議し來る九月より實施方を伊豫産地に通牒す。港灣協會、日本木材業組合聯合會加入を可決。

同年三月九日午後八時商工會議所にて役員會を開催、伊豫丸太五分止に關し郡中木材商組合より三寸四分、三寸九分の場合は三寸五分、四寸と繰上ぐべき回答ありし件を附議、飽迄正寸實行に決定。

同年四月二十一日午後七時商工會議所にて役員會開催、五月二十六日の定時總會に提案すべき決算其他の件を附議。

同年五月二十六日午後二時羽田別荘に於て定時總會を開催、出席者は百三十五名。奥田組合長開會の辭を述べ、昭和八年度決算の承認を得、廣島縣下各木材組合聯合會組織の件を提案。奥田組合長より『縣下木材同業者が意志の疎通を計り、規格を統一して一致團結、以て外部に接衝するを得ば其の利益は又多大である。就ては尾道、福山、三原等の組合幹部と會合して定款を作成し聯合會發會式を

舉行し又組合無き地方には之を組織せしめ度く、此際相當の費用を投じては如何』と説明あり、一同賛意を表して可決。次いで不拂調査會の成績、貯木場設置經過を報告、所得調査員に日垣一三氏を推すことに決定して材榮會創立十周年祝賀宴に一同は列席し更に午後六時より組合懇親宴を催した。

同年六月八日午後六時『大萬』に於て役員會を開催、縣下木材組合聯合會規約草案委員に正副組長三名と甲口、平田兩氏を選任。

同年七月二十六日午後八時商工會議所にて役員會を開催、縣下聯合會、伊豫五分止の件を附議、續いて日垣一三氏提案の現金取引、無賃配達廢止の件を協議。

同年八月二十七日午後八時商工會議所にて役員會を開催、前回に引續き現金取引の件を熟議。福山尾道、三原の各木材組合幹部を集め近々聯合會組織に關する準備會を開催することに決定。

同年九月五日午後三時商工會議所にて右聯合會準備會を開催、出席者は谷岡勝吉(吳)今田庫吉(同)三澤小七郎(福山)栗原信次郎(同)勝原清一郎(三原)三好利吉(同)吉田五一(廿日市)永井勝次(同)廣島から奥田、日垣、大塚、久保井、平田、住田、塗井の七氏にて奥田氏開會の挨拶を述べ、日垣氏を議長に推し種々熟議の結果明昭和十年一月十五日頃聯合會發會式を舉行することに決定し、奥田氏の招宴に臨み散會。

同年九月十五日午後八時商工會議所にて役員會を開催。所得調査員に日垣氏を推すことに決定。今井氏より本組合を商業組合に改組の提案あり。

同年九月二十八日、十月四日の兩日午後七時半より商工會議所にて役員會を開催、中西壽一郎氏所得調査員立候補の件に關し協議。

同年十二月二十八日午後五時己斐町『金鍋』にて役員會を開催、決算、豫算其他一月の總會に提出

すべき議案を審議。

昭和十年一月十二日午後二時より大華樓に於て定時總會を開催、出席者百三十五名、奥田組合長開會の挨拶を述べ議事に入り十年年度豫算案を可決、次いで奥田組合長より縣下聯合會結成、全國同業組合大會、不拂調査會、サイドカー長物運搬、貯木場設置經過、組合地區制度の諸件を報告あり、日垣氏「取引改善の件」を説明、役員會一任となり、最後に評議員大橋薰造氏辭任の旨を報告して閉會、懇親宴を開く。

同年一月二十一日午後七時商工會議所に於て役員會を開催、聯合會發會式を二月十二日羽田別荘にて開會することとし其の準備委員に久保井、三浦、辻、平田、桑原の五氏を選任。取引改善の件は「同業者間の取引は三十日として毎月十日拂とし手形取引は到着後四十日拂、其他特別の場合を除く外は一齊現金取引を實行する」ことに決定。

同年二月十日午後七時商工會議所に於て役員會を開催、聯合會發會式當日招待すべき來賓、式順、提案事項等を決定。日垣氏より名古屋に於ける日滿木材協會大會へ出席の狀況報告あり。

同年二月十一日午前十時より奥田組合長邸に於て聯合會發會式準備委員會を開催、規約の修正には奥田、日垣、大塚の正副組合長、石丸日滿木材新聞社長、藤井同編輯長等主として擔任、又式順、當日の役割、提案事項、會員名簿等には久保井、今井、大井、桑原、泓田の各委員、久保田書記等擔當して準備を整へ、發會式當日の役割を左の如く決定。

▽受付係 泓田、宮本、住田、小田▽接待係 甲口、今井、塗井、田中好、今中、岩岡、今中京、石丸(日滿木材)藤井(同)▽會場係 久保井、三浦、桑原、平田、杉本、田中邦▽進行係 今井、甲口、大井▽式次係 辻▽會計係 清水▽記録係 藤井(日滿木材)

同年二月十二日午後一時羽田別荘に於て愈々廣島縣木材組合聯合會創立總會開催、出席者は

【廣島】奥田唯二、日垣一三、大塚幸七、清水憲國、久保井三一、塗井基一、杉本早太郎、岩岡良作、田中邦吉、三浦清次郎、平田松五郎、桑原新藏、今中時松、住田小平、小田億人、辻國一、泓田勝宮本齊、大井秀藏、今井丈三、横山直藏【吳】谷岡勝吉、今田庫三、西徳一、藤野茂一、大藤松之助、富島道夫【福山】三澤小七郎、栗原信治郎、安本榮一郎、小林榮吉【三原】勝原清一郎、三好利吉、楠本佐吉、黒瀬房吉、藤本伊市【廿日市】吉田次郎吉、永井勝次、吉田五一、高間才次

來賓は廣島商工會議所副會頭濱中延吉氏、廣島縣山林課長倉林清吉氏、同主事横田群三氏、同技師桑原稔氏、同技師宮川三郎氏、同技手井上正臣氏、廣島營林署長中山發郎氏、同販賣主任兒玉貫一氏其他各新聞記者等總計五十七名にて、先づ主催地組合を代表して奥田廣島組合長、開會の挨拶を述べ久保田書記をして經過報告を朗讀せしめ、日垣一三氏を假議長に推し會則を審議可決し、引續き第一回總會に移り役員の選舉を行ひ左の諸氏當選す。

▽會長 奥田唯二▽副會長 日垣一三、谷岡勝吉、三澤小七郎▽會計 大塚幸七▽幹事長 小城六右衛門▽常任委員 久保井三一、平田松五郎、今井丈三、大井秀藏、西徳一、栗原信治郎、勝原清一郎、吉田次郎吉▽囑託 桑原稔、石丸文男

顧問に縣經濟部長櫻井安右衛門氏、縣山林課長倉林清吉氏、營林署長中山發郎氏、商工會議所會頭山縣元兵衛氏を推薦して議事に入り。

一、製品の改善規格統一に關する件は久保井氏説明ありて泓田、大井、三澤、宮本、谷岡、吉田、勝原、久保井の八委員に附託

二、取引改善に關する件は日垣氏説明ありて今井、辻、三澤、宮本、谷岡、吉田、勝原、日垣の八委

員に附託

三、寸檢方法統一に關する件は大塚氏説明ありて住田、小田、三澤、宮本、谷岡、吉田、勝原、大塚の八委員に附託

續いて發會式に移り奥田會長の挨拶について濱中副會頭、倉林課長、中山署長、石丸日滿木材新聞社長等の祝辭ありて式を終り盛大なる祝宴を開き一同前途を祝福しつゝ盃を重ね盛會裡に八時散會した同聯合會の會則は左の如し

廣島縣木材組合聯合會々則

第一章 總 則

第一條 本會は廣島縣木材組合聯合會と稱す

第二條 本會は縣下木材組合に加入せる全組合員を以て組織す

第三條 本會は縣下各地組合相互の連絡を圖り業界統制の實を擧げ斯業の改善發達を期するを以て目的とす

第四條 本會事務所を廣島縣山林課内に置く

第二章 事 業

第五條 本會は其の目的を達する爲め左の事業を行ふ

一 一年一回以上協議會、研究會又は懇親會を開催し斯業の振興發達を圖り必要なる方案を樹て其の實行を期すること

二 縣下に於ける製品の規格を統一し併て取引の改善を圖ること

三 賣掛代金不拂者の報告並に其の調停を爲すこと

四 縣内の木材組合組織なき地方へ設置獎勵をなすこと

五 業務上必要なる事件に關し行政廳其の他へ建議し又は請願すること

六 業務上に關し行政廳其の他の諮問に應じ適宜の調査をなすこと

七 加入組合内又は本會外より本會に對する紛議の調停をなすこと

第三章 加入 脱 退

第六條 本會に加入せんとする者は所屬組合の承認を経て第一號書式の加入申込書を提出し本會役員會に於て之れを決す

第七條 本會を脱會せんとする場合は前條に準ずるものとす

第八條 本會々員にして本會の協調を破り又は本會の目的に反する行爲ありたる場合役員會の決議を以て除名することあるべし

第九條 本會々員にして本會を脱退又は除名せられたるときは其既納會費は之を返還せず

第四章 役員及事務員

第十條 本會に左の役員を置く

- 一 會 長 一 名
- 二 副 會 長 若 干 名
- 三 幹 事 長 一 名
- 四 幹 事 若 干 名 (内會計一名)
- 五 常 任 委 員 若 干 名
- 六 顧 問 若 干 名

會長、副會長、幹事長、常任委員は幹事中より互選し、幹事は各組合より推薦す、會計は幹事中より會長之を指名す、顧問は本會に顯著なる功勞ありたる人或は斯界の權成者を總會又は役員會の決議を以て推薦す

第十一條 本會役員は總て名譽職として其任期は二年とす缺員を生じたるときは其の所屬組合より選出するものとす此場合は前任者の殘期間とす

第十二條 會長は本會を代表し會務を總轄す、會長事故あるときは副會長の互選に依り之を代理す幹事長は副會長の職務に準ずるものとす

第十三條 幹事は會長の職務を補佐し重要事項を審議す

第十四條 常任委員は日常會務を映掌し會長を補佐するものとす

第十五條 顧問は必要に應じ意見の開陳をなし、且つ本會の諮問に應ずるものとす

第十六條 本會に事務員及び囑託員若干名を置き會長之を任免す

第五章 會 議

第十七條 會議は定時、臨時總會及役員會、常任委員會の四種とす

一 定時總會は一年一回之を開催す

二 臨時總會及び役員會、常任委員會は必要に應じ隨時開催す

第十八條 各會議は會長之を招集す

第十九條 總會に於ける決議事項

一 會則の變更に關する件

二 經費の豫算及賦課金徵收方法に關する件

三 經費の決算及事業報告に關する件

四 其他役員會に於て必要と認めたる事項

第二十條 役員會に於て審議す可き事項

一 總會に提出する議案審議の件

二 其他會長に於て必要と認めたる重要事項

第二十一條 常任委員會に於て審議すべき事項

一 日常會務遂行に關する件

第二十二條 總會の招集は開會期日より二十日前に通知す

但し緊急を要する場合は此限りに非ず

第二十三條 總會に提出せんとする案件は理由書及參考書を添附し開會十日前迄に本會事務所へ送達するものとす 但し緊急を要する場合は此限りに非ず

第二十四條 本會の議事は凡て出席者の過半數を以て決し、可否同數なるときは議長之を裁決す 議決權は委任狀行使に依るも差支へなきものとす

但し被委任者は本組合員に限る

尙會則の變更は出席者の三分の二以上の同意あることを要す

第六章 會 計

第二十五條 本會の經費は會費及び寄附金、其他の收入を以て之に充つ

會費の徵收は各所屬組合は於て取り纏め指定期日迄に納附するものとす

第二十六條 各會議の費用は出席者の負擔とす

第二十七條 本會の會計年度は毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る
第二十八條 本規約に關して細則を必要とする場合は總會及び役員會の決議に依り之れを定む
同年三月三日午後一時商工會議所に於て縣聯合會役員會を開催、吳博覽會へ出品の件並に製品改善規格統一に關する件の協議を行ふ。

同年三月十八日午後一時商工會議所に於て大阪營林局技手大西輝之助氏を聘し組合役員、廣島營林署縣山林課、日滿木材新聞社等より出席して木材に關する座談會を開催。

同年同月十七日、丸五合名會社對旭木材株式會社の地先問題に付組合へ調停方申出であり、日垣、大塚、岩岡、塗井、今井、泓田、大井の七氏を委員に選任し爾後數回委員會並に役員會を開き調停に努め遂に四月五日調停成立す。

同年三月二十四日正午より日垣副組合長宅に於て取引改善委員會を開き左の規約を各組合員の店頭に掲示すべきことを決定す。

規約

- 一、木材代金は一切現金にて申受くること
但し特殊の關係あるものは此の限りに非ず
- 一、同業者間の手形取引は凡て四十日以内の期限たるべきこと
- 一、組合員間の取引勘定は毎月十日決済のこと
- 一、支拂ひ延滞者を怠らず申告すること

同年四月十六日午前九時より吳市中通六丁目カフエーブラジルに於て縣聯合會委員會を開催、規格統一製品改良の件、取引改善の件、寸檢方法の件等を附議す。

同年四月二十五日午後七時商工會議所に於て役員會を開催、次回定時總會に提出すべき議案につき審議す。

第八節 日垣組合長の事績

昭和十年五月九日午後三時より羽田別荘に於て第六十六回定時總會を開催、出席者は百五十八名、奥田組合長開會の挨拶を述べ、九年度決算の承認を得、事務報告に次いで縣聯合會、日滿木材協會大會、不拂調査會、取引改善委員會、調停委員會の各報告ありて定款の一部を變更しのうち任期満了に依る役員の改選を行ひ左の諸氏の當選す。

▽組合長 日垣一三▽副組合長 大塚幸七、清水憲國▽會計 泓田勝▽評議員 大井秀藏、小田億人、加藤精一郎、林横、和泉直太郎、木下貞一、岩岡良作、杉本早太郎、三浦清次郎、住田小平、辻國一、光廣猛、永田百太郎、田中邦吉、塗井基一、松井節次、山田守一、有木只一、藤居完一

尙公職に在る左の諸氏を特別評議員に推薦す。
商工會議所議員奥田唯二、同久保井三一、同田中好一、同今井文三、市會議員甲口亮三、所得調査員中西壽一郎

尙前組合長奥田唯二氏に記念品贈呈の件を可決し懇親宴を催す。

同年六月十六日午後七時半商工會議所に於て役員會を開催、定款の一部を變更、縣聯合會役員を左の如く異動す。

顧問 山崎吾一▽會長 日垣一三▽副會長 大塚幸七▽會計 清水憲國▽常任委員 岩岡良作▽幹事 杉本早太郎

尙不拂調査委員に甲口、中西、木下、塗井、山田、林、和泉の七氏を選任す。

木昌會の常任幹事には林、泓田、大井の三氏を選定。

同年七月二十七日午後八時商工會議所にて役員會を開催、藝備日々新聞を組合機關新聞として一ケ年百圓を補助し毎月曜日に一頁宛の木材版を發刊せしめ其の專屬記者として藤井宇一氏を入社せしめることを決定。

役員部制を設定し左の如く事務分擔をなす。

總務部 日垣、大塚、清水、田中好、奥田▽事業部 久保井、松井、甲口、中西、杉本、大井、山田、住田、田中邦▽調査部 和泉、岩岡、塗井、林、山田、木下、光廣▽實行部 今井、辻、有木三浦、永田▽會計部 泓田、藤居

總務部

- 一、各部の指導統轄に關する件
- 二、業務上必要なる事件に關して行政廳其他へ建議又は請願及應答に關する件
- 三、總會及役員會に提出すべき議案に關する件

事業部

- 一、取引改善に關する研究
- 二、製品改良規格統一並に販路擴張に關する件
- 三、博覽會、品評會並に共進會等に關する件
- 四、産地の研究並に照會に關する件
- 五、定款變更に關する件

調査部

- 一、不拂調査及び處分に關する件
- 二、紛議及調停に關する件
- 三、取引に關する調査事項

實行部

- 一、組合決議事項實行に關する件
- 二、指達事項に關する件
- 三、取引停止に關する取締りの件
- 四、時間勵行に關する件
- 五、組合へ加入せざる者の制裁に關する件
- 六、組合費滯納者の制裁に關する件
- 七、使用人に關する件
- 八、其他違約者處分に關する件

會計部

- 一、金錢出納及び保管に關する件
- 二、組合費賦課徴收に關する件
- 三、經費豫算の編成
- 四、決算報告
- 五、金錢出納に關する帳簿の整理保管

同年九月十三日午後七時半商工會議所にて役員會を開催、標準相場發表の件は次回更に考究、運搬問題の件は左の如く決定す。

一、木材は總て置場渡しとし運搬賃は買主の負擔とす。

但し店頭へ引寄せられたる車積み及び手近の船積みは此の限りに非ず。

一、實行期は十月一日より實施す。日本商工會議所より問合せある『小賣商業振興策』並に廣島商工會議所より問合せある『營業收益稅査定狀況並に之が對策』に就いて回答を發す。

同年九月二十五日、日垣組合長は辭表を提出されたので同二十八日午後七時商工會議所にて役員會を開き協議の結果、奥田、今井、泓田、岩岡、清水、大塚の七氏を留任勸告委員に選定。此の時倉林縣山林課長出席して十月二十一日より五日間産業獎勵館にて開催の一府六縣林産共進會へ出品方並に之を機に木材業者大會を開催なすにより寄附金の交渉あり、直ちに之を事業部へ一任す。

同年九月三十日、留任勸告委員の懇請により日垣氏は適當の後任あるまで留任を承諾さる。

同年十月三日午後七時商工會議所にて役員會を開催、運搬賃問題に關し熟議を凝らし散會。

同年十一月十四日午後七時商工會議所にて役員會を開催、胡子、年末等の祝儀廢止を決定。標準相場協定は事業部で行ふこととなし、最後に此程退官の前山林課長倉林清吉氏の送別會を開催することをも決定。

同年十二月二十二日午後七時商工會議所にて役員會を開催、次回總會に提出議案たる昭和十一年度豫算を審議、曩に設定した部制は廢止と決定。

最も果敢に積極的に組合の改善發達、組合員の福祉増進に邁進されつゝありし日垣組合長は愈々辭任の決意を固められた。

第九節 久保井組合長の事績

昭和十一年一月十一日午後二時『大華樓』に於て第六十七回定時總會を開催、出席者は百三十五名にて大塚副組合長開會の挨拶を述べ事務報告、聯合會、不拂調査會、調停委員會、祝儀廢止、取引改善等の諸報告あつて同年度豫算案を可決し、定款の一部を變更、日垣組合長、加藤評議員辭任に伴ふ補欠選舉は奥田、中西、岩岡、住田、田中好、塗井、横山、杉本、藤居の九詮衡委員により組合長に久保井三一氏、評議員に平田松五郎氏を詮衡、満場拍手を以て賛成可決、更に田中好一、奥田唯二、日垣一三、中西壽一郎、甲口亮三、今井丈三の六氏を相談役に推薦、日垣前組合長に記念品贈呈を可決、日垣氏より商業組合設置の動議を提出、追つて委員を選任の上研究することとなり最後に日垣、久保井新舊組合長の挨拶ありて懇親宴に移つた。

同年一月二十二日午後六時商工會議所にて役員會を開催、表彰規定細則制定の件、聯合會役員異動の件等を審議。

同年一月二十四日午前十時役員會を開催、課稅標準の件を附議して左の陳情書を廣島稅務署へ提出す。

陳 情 書

我が一般中小木材業者は關東大震災後逐年不況に陥り加ふるに外材の輸入増加は内地材の需要を壓迫し當地の如き内地材本位の業者は甚だしく其の悲畏を蒙れり。加之過去大正七八年盛況當時の利益を夢見て近來地方製材業者並に少壯店員等の營業を開始するもの簇出し業界は是等新開業者の亂賣競争に端を發して著しく利益率を低減し其の利益金全部を營業費に充當するも尙不足を來たし其

生活も將に脅やかされんとする現狀に於て更に過重なる課税の負擔は到底堪へざる處に有之若し此儘推移せんか無論營業の繼續は覺束なく不遠自滅するの外無之ものと存候
右業者の窮狀御憫察の上昭和十一年課税に際しては相當御考慮賜り極力之が低減に御盡瘁の程組合員一同に代り偏に奉懇願候

昭和十一年一月二十四日

組合長	久保井三一
副組長	大塚幸七
同	清水憲國

同年二月二十二日午後八時商工會議所にて表彰規定細則委員會を開き左の如く決定。

一、本組合員其他にして左記各號の一に該當するものあるときは本組合功勞者として役員會の決議を経て之を表彰す

- 1、評議員として三期以上其の任に在りて退任したるとき
- 2、正副組合長並に會計主任として一期以上其の任に在りて退任したるとき
- 3、組合員其他にして本組合に對し特に功勞顯著と認めたるとき

- 一、本組合員使用人の表彰をなすこと左の如し
 - 1、品行方正にして他の模範となるべき者
 - 2、勤續十ヶ年以上にして他の模範となるべき者
 - 3、營業上其他特殊の功勞ありたる者
- 但し前條各號は組合員の申告に依り役員會の決議を経て之を定む

前各條の表彰は感謝狀又は記念品を贈呈し總會席上に於て公表す

同年三月十九日午後七時半商工會議所にて役員會を開催、委員會で草案した表彰規程細則を審議可決、來る四月三日の愛林デーに組合員家族同伴向宇品原始林視察を行ふことを決定、商業組合設置研究の爲め高穀物商業組合長、岩崎酒類商業組合長と招聘し實施經驗談を聴取することを決定。

同年三月二十五日午後七時商工會議所にて役員會を開催、業者にして組合未加入者あるを勧誘加入せしめるため同委員に和泉、大井、三浦の三氏を選任、商工會議所二號議員選出の件、縣聯合會常任委員會開催の件を附議。

同年三月二十六日午後八時商工會議所にて臨時總會を開催、出席者は百十七名にて、大塚副組長議長席に着き、組合代表の商工會議所二號議員田中好一氏辭表を提出せられしを以て其の後任者選定の件を協議し、田中氏は本組合多大の功勞者なれば再出馬を懇請すべきであると満場一致にて田中氏再選出を可決。

同年四月三十日午後七時商工會議所にて役員會を開催、高、岩永兩商業組合長より商業組合に關する口演を座談的に聴取後、次回總會に提出すべき議案を審議す。

同年五月八日午後二時羽田別荘に於て第七十回定時總會を開催、出席者は百五十名にて久保井組長開會の挨拶を述べ前年度決算の承認を受け事業報告、縣聯合會の報告、不拂調査會の成績報告ありて協議に入り、表彰規程細則は原案通り可決、商業組合設置に關する件も可決、實行方法は役員會へ一任、最後に貯木場設置の経過報告等ありて閉會、懇親宴を催す。

同年六月六日午後八時商工會議所にて役員會を開催、商業組合設置の件を附議、各地の實狀を調査の爲め奥田、日垣、今井、松井、中西、大井、住田、香川の八氏を調査委員に選任、表彰委員選定の

件は役員會全員を以て當ることに決定。中元贈り物廢止の件は『組合の申合せに依り中元の贈り物は致しませぬ』と印刷したピラを各組合員の店頭貼付することに決定。

同年六月十六日午後七時商工會議所にて役員會を開催、廣島市内官有地借地料値上げ問題に付協議し結局會議所を中心として値上げ阻止運動を起すことに決定。

同年七月二日午後八時商工會議所にて役員會を開催、聯合會常任委員會に役員全員出席し規格統一を十月一日より實施すべきことを主唱することに決定。來年一月の總會に表彰式を舉行し其の被表彰者調査の件を附議。

同年九月二十日午後六時江波町山文料亭にて役員會を開催、表彰規定實施の件、組合積立金の件等を附議。

同年九月二十七日午後七時商工會議所にて役員會を開催、縣山林課の方針が農村疲弊救済の下に産地山元の製品を直接消費者へ賣ることを奨励してゐるらしく世羅郡木材組合は糸崎町に製品共同販賣所を設け又安佐、山縣兩郡の木材組合も三篠町方面に共同販賣所を設置の計畫あり此の對策を如何にすべきやの件に關し種々協議の結果、郡部木材組合の共同販賣所は其の區域外に設置せず又其の共同販賣所は直接消費者に賣却せざる様縣へ陳情することとなり其の委員に久保井、大塚、清水の正副組合長のほかに日垣、今井、辻、大井、藤居の五氏を選定。

同年同月二十九日午後二時久保井組合長邸に於て前記陳情委員會を開催し、種々對策協議の結果、縣山林課の方針をよく聽取する必要があるので縣當局を招き組合役員並に縣聯合會常任委員と座談會を開くことに決定し取敢ず知事に左の陳情書を提出することに決定。

郡單位木材組合の共同販賣設置に關する件陳情

本縣主要物産たる木材の販路を擴張し製品の改良規格統一を企圖し縣下木材業者統制の下に圓滿なる發達を計り、併せて福利増進を目的として設立せられたる本組合聯合會は發會以來一年有八ヶ月間、縣山林課御指導の下に産地各方面に於て結成せらるゝ木材組合と相提携して其實を擧げんものと専心努力罷在候處近時仄聞する所によれば是等地方組合は所謂統制經濟の名目の下に統制販賣を叫び、既に多年營業を繼續せる同業者に對抗して直接需要家に直賣、若くは諸官廳に納入せんとするの計畫あり、縣當局に於ても只管之を指對獎勵せらるゝ結果遠からずして各組合の貯藏、販賣用の倉庫を各都市若くは其の近接地に設置せらるゝ計畫有之やに承り實に驚愕に堪へざる所に御座候、今之を放任せんか將來善良なる木材營業者は日々其の販路を奪はれ營業權を失し、生活の脅威を受くるに立至り候事は必然に候間何卒前陳の事情御憫察の上木材販賣業、商權擁護の爲め速かに地方産地組合に對する縣の指導方針を下記の通り御是止の上吾人業者を悲境に陥らしめざる様御配慮相願度茲に木材組合聯合會役員會の決議に基きて陳情仕候也

一、木材産地組合統制販賣の取引先は同業者に限る事

昭和十一年十月一日

廣島縣木材組合聯合會長 久保井三一

廣島縣知事 早川三郎殿

同年十月六日午後一時商工會議所に於て縣木材組合聯合會の座談會を開催、出席者は鈴木縣山林課長、井上同技手、金原營林署長、日垣顧問、久保井會長、大塚副會長、小城幹事長、清水會計、大井西、住田の各常任委員はじめ泓田、辻、三浦、松井、林、藤居、光廣、木下、永田其他の諸氏にて久保井會長を座長に推し、郡部木材組合の木材販賣實狀から各般に互り忌憚なき意見を吐露し鈴木課長

は「社會の秩序は生産者から販賣業者、消費者の三者が和合して立行くものにて縣聯合會組織の目的も其處にあり、依つて郡部木材組合の共同販賣所が木材業者諸君に害を及ぼすことになれば斷乎として閉鎖を命じます」と大いに販賣業者の商權擁護を力説されたので一同は茲に憂雲を一掃し有意義に座談會を終了、引續き同所にて役員會を開き義の聯合會役員會にて決議せる木材規格寸法承認の件を可決。不拂調査委員に三浦、永田、松井、辻、住田、田中邦の七氏を選任。店員表彰者調査の件に關しては辻、泓田、住田、杉本、岩岡、和泉、田中邦の七氏を委員に擧げ調査の上役員會へ報告することに決定。

同年十一月二十一日午後七時商工會議所にて役員會を開催、組合員功勞者並に従業店務員の表彰者入選、表彰狀並に感謝狀の書式、記念品準備、接待方法等を附議。長物運搬取締り緩和方を東西兩警察署へ陳情の件は正副組合長に一任と決定。

同年十二月十六日午後七時商工會議所にて役員會を開催、次回總會開催日、同提案事項並に表彰式の式順、接待等を協定。「歳暮の贈り物は致しませぬ」の店頭掲示ビラを全組合員に配布する。

昭和十二年一月十四日午後六時半商工會議所にて役員會を開催、來る定時總會並に表彰式の準備委員を左の如く選定。

▽接待係 奥田、日垣、田中好、甲口、中西、今井、泓田、塗井、岩岡▽式場係 平田、梶山、藤居、有木、小田、杉本▽進行係 辻▽準備係 三浦、永田、松井、木下、山田、光廣▽豫備係 田中邦、和泉、林▽受付 久保田、藤井、住田

其他事業報告、十二年度豫算案等附議。

同年同月十七日午後一時羽田別荘に於て第七十一回定時總會並に表彰式を舉行。出席者は組合員百

四十五名。來賓は知事代理井上縣屬、市長代理伊藤土木課長、商工會議所會頭代理岩崎副會頭、西警察署長、東警察署長、宇品警察署長、高木顧問辯護士、石丸日滿木材新聞社長其他各新聞記者等拾數名にて、久保井組合長開會の辭を述べ、事業報告に入り、聯合會に關する件は大塚副組合長、不拂調査會成績報告は清水副組合長、貯木場設置經過報告は日垣相談役、港灣視察報告は今井相談役より詳細に報告ありて昭和十二年豫算案を附議。久保井組合長より説明ありて原案可決。組合代表の商工會議所二號議員に奥田唯二氏を推薦満場可決して愈々榮えある表彰式に移り、功勞者、店務員、來賓各入場、國歌合唱ありて久保井組合長一場の挨拶を述べ、組合長並に評議員を三期以上勤められたる左記十四氏に感謝狀並に記念品又拾ヶ年以上勤續の模範店務員左記七十四名に表彰狀及び記念品を贈呈し、次いで知事祝辭(井上縣屬代讀)市長祝辭(伊藤課長代讀)會頭祝辭(岩崎副會頭代讀)西警察署長の祝辭、石丸日滿木材新聞社長の祝辭、功勞者總代横山直藏氏、被表彰店務員總代津賀春一氏の謝辭ありて式を終り祝宴を開催して散會した。

感謝狀 (各通)

栗	竹	田	奥	日
原	山	中	田	垣
勝	直	好	唯	一
一郎	藏	一	二	三
助	殿	殿	殿	殿
郎	殿	殿	殿	殿

夙に衆望を負ひ廣島木材商同業組合長に推舉せらし在任中常に身を以て職に當り組合員の指導獎勵

に努め克く其機能を發揮し共存共榮の實を擧げ地方産業界の興隆に寄與せらるる所洵に尠ならず
茲に其功徳を頌し記念品を贈呈し以て感謝の意を表す

昭和十二年一月十四日

感謝状

(各通)

廣島木材商同業組合長 久保井三一

山	縣	五	郎	殿
加	藤	悅	藏	殿
香	川	卯	八	殿
小	西	新	藏	殿
原	田	平	助	殿
大	橋	增	次	殿
大	澄	信	士	殿
甲	口	亮	三	殿

廣島木材商同業組合役員の重責に在ること實に(何)年常に克く組合員の協調融和を圖り専念其任務に盡瘁し業界の發展に貢献せらるる所洵に尠ならず據て茲に其功績を讃へ記念品を贈呈し以て感謝の意を表す

昭和十三年一月十四日

表彰状

(各通)

廣島木材商同業組合長 久保井三一

何 某 殿

組合員(何々)に勤續せらるること實に(何十)年一日の如く忠實業務に精勵し銳意其發展に資し以て廣島木材界の隆運に寄與せらるる所洵に他の模範と爲すに足る茲に記念品を贈呈し其功績を表彰す
昭和十二年一月十四日

廣島木材商同業組合長 久保井三一

被表彰勤續店務員(數字は勤續年數、括弧内は店主)

- 39 玉本峰太郎(加藤)35山手力造(杉本)35林保太郎(阿部)29佐々木文吉(森平)28兒玉喜平(西本)27池守萬次郎(奥田)27笹岡喜六(加藤)25津田玄市(奥田)25島本藤次郎(矢口)21洞山五郎(田中)19河野辰三郎(山陽防腐)19吉本梅吉(同)19三島芳一(同)18沖野六一(加藤)18島岡喜一(光廣)18津賀春一(山陽防腐)17久保庄吉(佐伯)16下田吾市(飯田製材)16山根米吉(山根)16大野重一(塗井)15井前重一(中西)15池田留市(丸五)15富樫福四郎(同)15山口傳兵衛(清水)14山崎菊市(加藤)14矢野長三郎(山陽防腐)14山中惣榎(同)14木村五作(同)14佐井田保(同)14加藤政勝(加藤)14粟川龍一(龜田)14中村芳吉(山陽防腐)13上岡春吉(同)13小林重吉(同)13向井鶴松(同)13井本愛治(同)13小坂百太郎(同)13玉尾由治(同)13西村勘造(佐伯)13岡部市次郎(奥田)13山田秋登(同)13清水好太郎(大塚)12栗栖唯四(和泉)12濱本優(久保井)12郷田伊市(大塚)12高津善美(横山)12中村作一(山陽防腐)12赤木繁松(同)12原田茂作(同)12三浦薫(同)12河野功(山根)12白川春登(和泉)12富岡策人(今井)12安尾利一郎(久保井)11中本三藏(小田房)11増田益一(龜田)11小田重光(小田房)11佐々木辰巳(久保井)11高橋儀夫(同)11川瀬茂一(山陽防腐)10横見賢四郎(飯田製材)10朴利熙(山陽防腐)10栗宗保太郎(加藤)10栗田三郎兵衛(菅野)10遠藤昇(横山)10河本敷一(佐伯)10栗栖堅次郎(山陽防腐)10李榮福(同)10吉上盛平

(同)10 李甲伊(同)10 上野政一(大塚)10 伊藤義雄(旭木材)10 佐原節一(小田)

同年三月九日午後八時商工會議所にて役員會を開催、組合費賦課徴収に關する件、表彰式の諸經費決算の件、木材標準査定に關する件を附議。加藤悦藏氏山陽木材防腐株式會社を代表して商工會議所議員に就任されたので氏を組合相談役に推薦す。

同年四月二十七日午後七時繁昌園に於て役員會を開催、次回總會に提出すべき議案を附議。木材標準相場査定の際は今暫く保留と決定。

同年五月十六日午後二時より繁昌園に於て第七十二回定時總會を開催、出席者は百四十七名。久保井組合長開會の挨拶を述べ、前年度決算の承認を得、事業報告を久保田書記朗讀、不拂調査會成績報告(清水副組合長)聯合會報告(大塚副組合長)あり、有馬氏組合の名稱を廣島木材商工同業組合と改稱すべき動議を提出し役員會へ一任となりて會を終り懇親宴を開き散會。

同年七月十八日午後八時西地方町よし亭にて役員會を開催、稅務座談會を近々開催することを決定。曩に一道三府二十八縣聯合木材正量取引促進協議會へ出席の久保井組合長より詳細報告ありて木材縣營検査の必要を説明され、廣島縣も此の木材縣營検査實施を要望することに決定。組合名義變更の件は他都市に於ける組合の定款を取寄せ研究することに一決。

同年七月三十一日午後九時、中島のカフェーブラジルにて緊急役員會を開催、永田評議員應召せらるゝより送別會を催し、大塚氏の動議にて今後組合員又は其の家族應召出征の際は饌別を贈ることに決定。

同年九月四日午後七時、商工會議所にて役員會を開催、曩に廣島縣主催の時局對策林産協議會に出席の久保井組合長より協議狀況の報告あり、組合員及其の家族の出征軍人に慰問狀を差出すこと並に

出征組合員は組合費を免除することを決定。最後に軍需納品分割問題を協議して散會。

同年九月九日午後八時商工會議所にて役員會を開催、軍需木材納入に關する件につき協材會の人々との意見の交換を遂げて散會。

同年同月二十九日午後九時商工會議所にて役員會を開催、軍需納材に關する件は協材會の人々に成るべく組合員中より買上げる様に希望することを決定。當時廣島市内にはコレラ病流行四十六名の發生患者を見たので河水、海水の使用を禁止されたが、木材は軍需納材關係あるため筏の水揚げのみは寛大に取扱はれしも若し業者より一人の患者でも發生せば此の筏水揚げも禁止さるゝことになつたので關係業者は豫防注射を受く。

同年十月十二日、久保井組合長、清水副組合長は縣木材組合聯合會を代表して縣當局を訪問し木材縣營検査實施要望の左の陳情書を提出した。

陳情書

木材は本縣林産物中重要な地位を占め建築用材、土工材、人織工業等其他需要増大せるも最近の事實に徴するに軍需用材として供給せらるゝ量、激増せるに抱らず現行規格は地方により區々にして取引上不利不便尠からず、之が爲め敏活なる商機を逸し現に軍需品として納入に際し多大の不便を感じ他府縣の統制せられある製品と輸贏上多大の遜色あり、爲めに生産消費の兩者は勿論營業上に於ても甚だしき苦痛を感じつゝあるの實績に鑑み、今期縣營を以て規格統一の促進並に製品検査を施行し劃期的に一大刷新業の福祉増進を策せられんことを切望に堪へざる處に有之、希くは明鑑を垂れさせられ業界要望の爲め御仁政あらんことを
茲に謹みて陳情候也

昭和十二年十月一日

廣島縣木材組合聯合會會長 久保井三一

同年十二月五日午後六時、饒津公園大華樓に於て役員會を開催、組合員陸軍歩兵少尉谷川修二氏出征中戦死せられしを以て花環を贈り追つて葬儀には一同會葬を申合す。例年の通り年始年末の贈答品廢止のピラを作製、全組合員の店頭貼付せしめることに決定。評議員塗井基一氏逝去、同永田百太郎氏出征の爲め其の補欠選挙は次回總會にて行ふことに決定。時局に鑑み年賀狀差控へを全組合員に通知するとも決定。最後に縣聯合會に關し久保井組合長より「先般副會長同道縣當局を訪問し今期より縣營にて製品の検査を施行以て木材の規格を統一し斯業の福祉増進を圖られんことを陳情したる處縣當局に於ても其の實行を容易ならしめる爲め業者の指導を仰ぎ度き意嚮なりし」と報告ありて散會

昭和十三年一月十二日午後二時大華樓に於て定時總會を開催、出席者は百三十八名、委任狀三十四名。來賓は縣山林課長鈴木昌三氏、同技師渡邊寛悟氏、廣島營林署長高村岡太郎氏、廣島市産業部長峰松眞三郎氏、顧問辯護士高木茂氏、商工會議所書記中原秀夫氏其他各社新聞記者等拾數名にて一同起立、東方遙拜、陛下の萬歳三唱ありて久保井組合長一場の挨拶を述べ、昭和十三年度豫算案を附議満場異議なく可決、久保田書記事業報告を朗讀、大塚副組合長は縣木材組合聯合會の事業報告並に貯木場設置經過を報告。續いて清水副組合長は不拂調査會の成績報告、久保井組合長は組合員出征家族慰問狀況報告ありて議事に入り、組合名稱變更の件は「廣島木材商工同業組合」と改稱することに決定評議員二名補欠選挙は組合長指名にて河野留一、桑原延二兩氏に決定。此の時山田一三氏緊急動議として「軍需納材組合設立」の件を提案、一同之に賛成したので協材會と組合役員と一般組合員より委員五名を選び此の三者協議して納材組合を組織することに決定し一般組合員中より山田三代藏、宮本齊

岡田俊造、桑原新藏、中村友一の五氏を選任。次いで鈴木山林課長は木材縣營検査實施問題につき「愈々縣營検査は本年八月一日より實施することに昨年末の縣會で決議となりましたので縣では其の準備に着手して居ます、本縣産材は主として松杉材で年産約百三十萬石に上り其中角材、板類等約五十萬石に對し縣營検査を施行したいと思つて居ます」と前提して検査方法、検査員の配置方、製材工場の實狀等を述べられて總會を終り新年宴會を催して九時散會。

同年四月二十七日午後七時商工會議所にて納材組合設定準備委員會を開催、種々協議の結果、納材組合の規約を草案することとなり其の起草委員に山田三代藏、梶山秀藏、住田小平、加藤悦藏、日垣一三の五氏を選任。

同年二月十日午後六時袋町精養軒並に同月十二日午後七時半商工會議所にて納材組合規約起草委員會を開催し規約を草稿す。

同年同月二十八日午後七時半商工會議所にて役員會を開催、起草委員會で草案した公用材納入組合規約を逐條審議し不備の點を訂正す。

同年三月二十六日午後八時商工會議所にて役員會を開催、公用材納入組合設立に關し久保井組合長より「規約が出来上りましたので三月十五日迄を申込み期限として加入者を募りましたところ二十九名の申込者しかありません、之は規約第十九條に組合員は本組合と競賣入札することを得ずとあるため加入者が尠いと思はれるが如何」と諮り協議の結果、右第十九條は削除し更に日を改めて加入者を再度募集することとなり萬事を正副組合長に一任。四月三日の愛林デーには櫻樹を購入、招魂社境内等へ植樹することとなり正副組合長へ一任。

同年三月三十一日午後七時半商工會議所にて公用材納入組合協議會を開き來る四月十日迄を期間と

して再度加入者を募ることに決定。

同年四月十九日午後八時商工會議所にて役員會を開催、次回總會に提案事項、決算報告、事業報告、役員選舉等の協議をなし次いで組合員章新調の件、組合員出征家族慰問の件、納材組合設立に關する件等を附議して散會。

日垣組合長のあとを受けよく圓滿協調をモットーに組合の爲め盡瘁されし久保井組合長の任期も間近に迫る。

第十節 大塚組合長の事績

昭和十三年五月八日午後一時羽田別荘に於て第七十回定時總會を開催、出席者百六十九名、委任状二十三名、久保井組合長上京中の爲め大塚副組合長代つて開會の辭を述べ、先づ前年度決算の承認を求め事務報告を久保田書記朗讀、大塚副組合長縣聯合會に關し『豫て申請中の縣費補助金が今回山林課長の盡力にて規格統一實施助成金として金百五十圓下附されましたので之を動機に聯合會の事業も活躍せらるゝと思ひます。又木材縣營検査も八月一日より實施せられますが、成るだけ無理の行かぬ様にして立派な成績を挙げたい縣の意嚮ですから種々相談に預る事と思ひます』と報告あり、次いで泓田評議員は不拂調査會の成績を報告、清水副會長は納材組合設立に關する経過につき『規約第十九條を削除して第二回の加入者を募りました處十二名の應募があり合計四十名となりましたで近く創立總會を開催する豫定であります』と報告あり、續いて大塚副組合長より貯木場設置経過、出征組合員家族慰問の件の報告をなし更に『本組合は來る五月二十五日を以て創立滿三十周年を迎へますので時節柄を考慮し有意義な祝賀會を催し先輩に感謝すると同時に益々將來の發展を圖りたいと思ひますが

如何に』と語り一同拍手を以て賛成萬事は役員會へ一任と決定。次ぎに評議員二十名を二十三名に増員すべき定款一部變更の件も異議なく可決し任期滿了による全役員の改選を行ひ左の諸氏當選す。

▽組合長 大塚幸七▽副組合長 清水憲國、同和泉直太郎▽會計 杉本早太郎▽評議員 泓田勝、林横、松井節次、山田一三、河野留一、佐伯辰次郎、藤居完一、住田小平、田中邦吉、山田守一、三浦清次郎、平田松五郎、有木只一、小城止次郎、吉松好太郎、小田億人、辻國一、梶山秀藏、木下貞一、飯田健作、桑原延二、大場政太郎

尙相談役に奥田唯二、日垣一三、久保井三一、加藤悅藏、今井丈三、中西壽一郎、久保萬助の七氏を推薦して總會を終りのち懇親宴を開催。

同年五月十八日午後八時商工會議所にて役員會を開催、公用材納入組合設立に關し協議を行ひ加入者を今少しく多くするため二十五日締切を以て第三回募集をなし愈々二十八日に創立總會を開催することに決定。前組合長久保井三一氏に感謝狀並に記念品贈呈の件を可決。縣聯合會總會開催の件は保留。聯合會役員の異動を左の如く行ふ。

聯合會々長 大塚幸七▽副會長 清水憲國▽會計 和泉直太郎▽幹事 加藤悅藏、田中邦吉(他は従前通り)

不拂調査委員任期滿了にて後任選定を正副組合長に一任、梶山秀藏、杉本早太郎、藤居完一、平田松五郎、河野留一、泓田勝、桑原延二の七氏を指名。組合創立三十周年記念祝賀會は秋季に舉行し同記念出版の『廣島木材沿革史』は評議員辻國一、囑託藤井宇一、同住田稔の三氏に編纂を委嘱。

同年七月十四日午後八時商工會議所にて役員會を開催、組合經費賦課徵收率を左の如く改正す。最低額は一ヶ年六圓▽収益稅額による者の内収益稅額百圓以内は一圓に對する十二錢五厘の割を以

て賦課す▽同百一圓以上二百圓以下の収益税を有する者に對しては以上額一圓に對する十錢の割を以て算出したる金額へ十二圓五十錢加算したる金額を賦課す▽同二百五十圓以上の収益税を有する者に對しては以上額一圓に對する七錢五厘の割を以て算出したる金額へ十二圓五十錢と十五圓とを加算したる金額を賦課す

續いて米材取扱ひの件、三十周年祝賀の件、組合員名簿作成の件等を附議。

同年七月二十六日午前十時より市内本川小學校に於て縣主催の木材縣營検査に關する協議會開催され正副組合長ほか役員、組合員百三十一名出席、縣令として發布された木材検査規則を山林課横田主事等が説明中「縣産木材は總て検査を行ふ」との事に、それでは話が違ふ山林課長は注文品は検査せぬとのこととなりしと驚き其の協議會を中止せしめ直ちに同會場を臨時總會に變更して其の對策を協議の結果、縣當局に陳情書を提出する機役員會へ一任して閉會。同夜午後八時より寺町「榮助樓」に於て緊急役員會を開催。總會で一任された同検査問題を熟議の結果。

一、縣營検査を受くべき木材は規格の表記せられたる既製品に限る。但し官公衙署の納品及び需要家の指定に應じて製材せるものは検査をなさず

二、昭和十三年八月一日現在の既製品在庫數量届出は同年八月三十一日限りとし之が検印は同年十二月末日迄に全部終了するものとす

との意味を認めた陳情書を知事に提出することとなり萬事を役員會へ一任して散會。翌二十七日午前十時商工會議所にて幹部會を開き同じく同問題を附議した結果、今一應陳情書を提出する前に於て縣山林課の意嚮を確め置く必要ありと大塚、清水、和泉の正副組合長、奥田相談役は縣山林課を訪れたが、新任山林課長波多野源治氏は明二十八日着任されるので同課長に懇談することにして退去。引續

き二十九日午前十一時同山林課波多野課長を訪れ種々懇談の結果、縣當局としては規格は寸法以外の品物は検査しないが、組合側としては注文品であつても規格寸法にあるものは検査を受くる様にされたいとのことに一應役員會で協議の上回答することを約して退去。翌二十九日午後八時商工會議所に於て役員會を開き協議の末、規格寸法に現はれてゐる製品は検査を受け、それ以外のものは検査を受くる必要な事に取扱はるゝ様決定。又在庫品の届出では大體の數量を八月十日迄に届出で整理は十月末日迄に延期さるゝ様陳情することに決定。尙同日初めて廣島の木材公定相場を左の如く決定して發表。

▼松板(親板) 一寸二分五圓五十錢、一寸一分五圓、一寸四圓二十錢、八分三圓三十錢、六分二圓四十錢、五分二圓二十錢、四分五厘二圓、四分一圓七十錢、三分五厘一圓六十錢

▼杉板(親板尺三下) 一寸二分六圓、一寸一分五圓五十錢、一寸四圓五十錢。▽尺三上一寸二分六圓五十錢、一寸一分六圓、一寸五圓、八分四圓五十錢、六分二圓七十錢、四分二圓、三分五厘一圓八十錢、三分一圓五十錢、一分八厘一圓二十五錢

▼木摺一寸二分(百本入)東一圓三十五錢、杉四一ヌキ二間もの三十錢、同大ヌキ二十五錢、同中ヌキ二十錢

▼松垂木正二寸角六十錢、一寸七分角二十二錢、一寸三分角十六錢、松竿縁寸角一本二十錢、松戸棧一本七錢

▼小割物(一間物)松正二四、一圓四十錢、一寸八分×三寸八分七十錢、三寸七分×一寸七分七十錢

▼杉角類(二間物)五寸角五圓、四寸五分角四圓、四寸角三圓、三寸八分角二圓七十錢、三寸六分角二圓二十錢、三寸五分角二圓十錢、三寸二分角一圓八十錢、三寸角一圓五十錢

▼松角(素材)才二十錢乃至七錢▽電柱材才三十錢乃至二十錢▽杉丸太(二間もの)才七錢以上三十錢▽松丸太(二間もの)才二十錢乃至五錢

同年九月二十四日午後七時半商工會議所にて役員會を開催。木材縣營検査に關する業者側の不滿な點數項に就き協議し結局、神戸市の如く消費者の注文によりて製材し直接消費者へ引渡すものは検査を受けずと云ふ要望を縣當局へ陳情することに決定。所得調査員に大塚、清水兩氏を推薦することに決定。第二回組合公定相場を發表。

同年十月三日午後七時半和泉副組合長邸にて役員會を開催、曩に所得調査員に推薦と決定したる大塚、清水兩氏は受諾なき爲め今井丈三氏を推すことに決定。

同年十月十二日午後七時和泉副會長邸に於て役員會を開催、所得調査員に再び清水憲國氏を推薦することに決定。

同年十一月四日午後七時商工會議所にて役員會を開催。創立三十周年祝賀會は記念沿革史の編纂遅延の爲め明年四月舉行することに決定。木材縣營検査中注文品の検査には業者等しく困難を感じるのて兵庫縣の検査状況を視察し、同縣の『消費者(請負業者を含む)の注文に依り製材し直接消費者に引渡すものは検査せず』の條項を本縣にも適用して貰ふ様縣聯合會へ提案決議の上縣當局へ上申することに決定。

同年十一月二十一日午後八時商工會議所にて役員會を開催、木材運搬賃の昂騰防止策に就いて協議結局横川方面で山田一三、小田億人兩氏、鷹匠町方面で今井丈三、河野留一兩氏、西部で山田守一氏、神崎方面で三浦清次郎氏、千田町方面で小城正次郎氏、東部で吉松好太郎氏の八氏に正副組合長三氏を調査委員に選任し、近距離、遠距離又は長物、短物及び單獨にて積み下し出来るものと然らざるも

のとを區分して運賃の調査をなすことに決定。續いて大塚組合長より注文品の検査問題にて縣山林課長、石田検査所主事等懇談した結果の報告ありて散會。

同年十一月二十四日午後一時商工會議所にて公用材商業組合に關する協議會を開催。

同年十一月二十五日午後七時商工會議所に於て運搬賃調査委員會を開催。

同年十二月九日午後七時商工會議所にて役員會を開催。次回總會を提案すべき諸事項を審議、十四年度豫算案を可決、同年度は各組合員の収益税増加を豫想して賦課率を引下げ、収益税百圓迄は一圓に對して十二錢五厘、百圓以上二百五十圓迄は一圓に對して十錢、二百五十圓以上は一圓に對して七錢五厘の割を以て賦課し又収益税額四十八圓以下は最低として一ヶ年六圓を賦課することに決定。次いで注文品の検査問題、運搬賃問題、公休日の問題、商業組合の件等を附議。

昭和十四年一月八日午後二時羽田別荘にて第七十五回定時總會を開催、出席者は百五十八名、皇居を遙拜、一分間黙禱のち大塚組合長開會の辭を述べ、昭和十四年度豫算案を附議、原案通り可決、久保田書記事業報告を朗讀、清水副會長は不拂調査會の成績を報告し、公用材納入組合は目下公用材商業組合に改組認可申請中にて認可の曉きは一口五十圓に切下げ成るべく多數の加入を希望すと報告次いで大塚組合長は縣聯合會の報告、運賃問題の報告、貯木場設置經過報告をなして總會を終り新年宴會を開催。

同年二月八日午後七時商工會議所にて役員會を開催。組合公定相場を協定。十四年度豫算歳出の一部變更を可決。

同年二月二十一日午後七時商工會議所にて役員會を開催、公用材商業組合は近日許可となるより二十三日新規加入者の申込みをメ切り、二十四日納入組合の總會を開き、二十五日公用材商業組合の創

立總會を開催。又創立三十周年祝賀會を四月五日舉行し、元組合長並に役員を表彰するほか、祝賀會沿革史等の諸經費七百圓を可決。

同年三月六日幹部協議會を開き正副組合長に一任された三十周年記念表彰委員に奥田、久保井、杉本、田中邦、辻の五氏を選任。

同年三月十日午後七時商工會議所にて表彰委員會を開き祝賀會當日招待する來賓、沿革史、辨當、記念品、表彰狀其他を附議。

同三月十三日午後八時商工會議所にて役員會を開催、表彰委員會にて協定したる三十周年祝賀會案に基き最後の決定をなし更に表彰者の人選等に關し大塚、清水、和泉、日垣、泓田、杉本、有木、梶山、吉松、林の十氏を表彰委員に選任。

同年三月十四日午後七時商工會議所にて表彰委員會を開催、表彰者五十三名を選定、記念品に黃銅花瓶、木盃を贈ることを可決、感謝狀の作製を成す。

第十一節 創立三十周年の祝典

待望の廣島木材商工同業組合創立三十周年記念祝典は愈々陽春四月五日午後六時より廣島商工會議所大會議室に於ていと嚴肅に舉行された。之より先き組合役員は式場係、接待係、進行係等それらの役割をもちて諸準備を整へ、又全組合員に配布すべく豫て藤井宇一氏に委嘱編纂中の『廣島木材沿革史』も印刷、製本を了へて準備全く成り、萬遺憾なきを期して開式を待つうち、百七十數名の組合員と相前後して、縣山林課長波多野源治氏、廣島營林署長高村岡太郎氏、商工會議所會頭（代理）はじめ元組合長として功績ある粟、竹原、横山、田中、奥田、日垣、久保井の諸氏並に元役員として

功績ある人々並に各新聞社記者等來賓二十數氏が出席、定刻に至り一同起立東方遙拜、出征將士の武運長久と戦没英靈に對し黙禱を捧げて愈々祝賀式に移り、大塚組合長立つて一場の挨拶を述べ左記の組合功勞者五十三氏並に高木顧問辯護士、久保田組合書記、同事務員に、それら感謝狀に記念品を添へて贈呈し、次いで波多野山林課長、商工會議所會頭（代理）其他來賓諸氏の祝辭、被表彰功勞者總代の謝辭ありて式を終り、引續き祝宴を催し組合將來の發展を祝福しつゝ萬歳を三唱して盛會裡に目出度く散會した。

感謝狀 (各通)

竹原 榮助殿
栗 勝一郎殿

貴下は當組合設立當時より多年に亙り評議員副組合長並に組合長として終始一貫本組合の爲に盡瘁せられ其功績洵に顯著なり依て茲に本組合創立三十周年に方り記念品を贈呈し以て感謝の意を表す

感謝狀 (各通)

大橋 増次郎殿
原 田平助殿

貴下は本組合創立當時より多年役員として鋭意發展に盡瘁せられ其功績顯著なり依て茲に本組合創立三十周年に方り記念品を贈呈し以て感謝の意を表す

感謝狀 (各通)

廣島木材商工同業組合長 大塚 幸七

久保井三一殿
横山直藏殿
田中好一殿
大塚幸七殿
日垣唯一殿
奥田唯二殿

貴下は多年本組合の組合長として鋭意發展に貢献せられ其功績洵に顯著なり依て茲に本組合創立三十周年に方り記念品を贈呈し以て感謝の意を表す

感謝状

廣島木材商工同業組合長 大塚幸七

杉本早太郎殿

貴下は多年本組合役員として鋭意發展に貢献せられ其功績洵に顯著なり依て茲に本組合創立三十周年に方り記念品を贈呈し以て感謝の意を表す

感謝状

廣島木材商工同業組合長 大塚幸七

和泉直太郎殿
清水憲國殿

貴下は多年本組合副組長として終始組合發展の爲盡瘁せられ其功績顯著なり仍て茲に本組合創立三十周年に方り記念品を贈呈し以て感謝の意を表す

感謝状

廣島木材商工同業組合長 大塚幸七

(左記役員)殿

貴下は多年本組合役員として盡瘁せられ其功績顯著なり依て茲に本組合三十周年に方り記念品を贈呈し以て感謝の意を表す

- 廣島木材商工同業組合長 大塚幸七
- 甲口亮三、大澄信士、田中真藏、小田房次、小西新藏、岩岡良作、久保政太郎、古田嘉市、今井文三、辻國一、田中邦吉、住田小平、平田松五郎、泓田勝、加藤悦藏、小田億人、梶山秀藏
 - 松井節次、三浦清次郎、有木只一、木下貞一、林横、藤居完一、山田守一、今中京一、小成正次郎、中西壽一郎、今中時松、光廣猛、山田一三、河野留一、宮本齊、日燒保男、佐伯辰次郎
 - 飯田健作、吉松好太郎、桑原新藏、桑原延二、大場政太郎、永田百太郎の四十氏

第十一節 不拂者調査會

不拂者調査會が今日着々として好成绩を挙げつゝあることは現組合長大塚幸七氏の努力に俟つべきものが多い。氏が田中組合長時代會計主任に就任中、往々組合員中より『何か直接本當に各組合員に利益となることをやつて呉れ』との希望を耳にするので、氏は茲に木材代金不拂ひに悩む組合員の貸金を組合の力で回収すると同時に斯る不拂者とは爾今組合員は一切取引を中止し不拂者防止に努むべきであると昭和七年五月の組合總會へ『信用調査機關設置』を提案し其の具體的實行方法は役員會へ一任となり、越へて七月二日の役員會に奥田、大塚、日垣、甲口、加藤、今中、石本の七氏が委員に選

任されて其の規約を草案し、八月十九日の役員會に於て其の名稱を不拂者調査會と改め爾來引續き組合員より不拂者を申告せしめ、毎月一回委員會を開催してよく之が回收に努め、最も多き月などは一ヶ月間の取扱ひ金高數千圓に上つて居る。其の規則は左の如し。

不拂者調査會細則

第一條 本會は廣島木材商同業組合不拂者調査會と稱し本組合員を以て組織す

第二條 本組合員及一般取引先にして賣掛代金不拂者ありたるときは定款第三十九條により之れを處分す

第三條 前條に該當する者ありたるときは本組合員は其の債務者の職業氏名住所金額及不拂の事由等を記載し記名捺印の上支拂期日後六十日以内に所定の書式を以て(組合長宛)組合事務所へ申告する義務あるものとす

第四條 本組合員にして前條の申告を怠りたる者は組合長は譴責又は定款第十一章の違約者の處分を適用することあるべし

第五條 本調査會の委員は正副組長及評議員六名を以て組織し其決議は出席者の過半数に依る

第六條 本調査會の委員は必要に應じ組長之れを召集し申告事項の審査及之れが處理方法を講ず

第七條 本調査會に於て不拂者と決定したるときは債務者に對し組合名義を以て一定の期限を附し督促狀を發するものとす

第八條 前條の督促をなすも尙ほ支拂はざるときは被督促者が債務を完済する迄組合員は店舗に其旨揭示し且つ其の理由の如何を問はず當該者と取引することを得ず尙ほ該不拂者が他人の名義を以て組合員と取引せんとする場合も亦斷然是れを拒絶するものとす

第九條 組合員にして前條の不拂者と取引爲したるときは組合長は譴責又は定款第十一章の違約者の處分を適用す

第十條 本調査會に不拂者名簿を備へ付け組合員の閱覽に供す

第十三節 廣島公用材商業組合

日支事變動發して戦局は擴大し、軍需用材の需要夥多となるに及び大都市の材界には公用材納入組合の組織を見るに至つたので、廣島木材商同業組合も昭和十三年一月十二日の定期總會席上、山田一三氏の『廣島公用材納入組合組織の件』の提案を入れ、役員會に於て種々研究の結果、同月二十七日商會議所に於て納材組合設立委員會を開催、日垣一三、加藤悅藏、住田小平、梶山秀藏、山田一三の五氏を委員に選任して同組合規約を草案、加入金一口百圓とし、同月二十八日役員會の決議を経て加入者を募集した處二十九名の應募者しか無く、之は規約第十九條にある『組合員は本組合と競争入札する事を得ず』との條項があるためと更に三月二十六日役員會を開催して同第十九條を削除し引續き第二回、第三回と加入者を募集した處、八十一名に達したので五月二十八日午後三時より商會議所に於て創立總會を開催し大塚幸七氏を假議長に推して規約を制定、役員の選舉に移り、先づ理事長の選舉を行ふと加藤悅藏氏大多數にて當選した。加藤氏は陸軍運輸部に納材する協材會の現會長である爲め双方を兼任することは不可であるとして厚意は感謝されつゝも就任を辭退されたが、組合員は是非就任を懇請止むところがなかつたので加藤氏も遂にもだし難く就任を承諾さるゝに至つた。次いで理事に大塚幸七、奥田唯二、日垣一三、住田小平、古田嘉市、山田一三の七氏。評議員に清水憲國、和泉直太郎、久保井三一、今井丈三、堀川勉三、香川卯八、若宮多喜多良、松井節次(丸五合名會社)

小域正次郎(旭木材株式會社)、小林四七吉(小林木材合資會社)の十氏。監事に林横、山田守一、有木只一の三氏當選して總會を終つた。

其後加藤理事長が辭任され組合は一頓挫の如き状態となつたので之を更正さすべく八月二十六日午後七時より商工會議所に於て臨時總會を開催、大塚幸七氏座長席に着き、「定款變更及び組織變更の件並に加入金増額の件」を上提、大塚氏より

現在の機構にては到底業績を挙げ得ることは不可能なので組合員は納材割當てに一人前を果し得る力のあるものゝみとなり且つ實際仕事をして行く上に於ては一人百圓宛の出資では少額故五百圓に増額したい

と語り、意見百出したが結局右の趣旨に不賛成の人は脱退し賛成の人々を以て更生した組合を組織することゝなり散會。同月三十一日商工會議所に再び臨時總會を開催し、殘る四十五名を以て新機構による組合を組織することを決定。越へて九月八日午後八時より商工會議所に於て臨時總會を開催、大塚幸七氏開會の挨拶を述べて議事に入り「規約一部變更の件」を附議し、加入金百圓を五百圓に、役員の数に理事長一名、理事十名、監事三名に變更することを可決、續いて連記投票にて役員選舉を行ひ左の諸氏當選す。

▽理事 清水憲國、大塚幸七、旭木材株式會社、小林木材合資會社、住田小平、丸五合名會社、奥田唯二、今井丈三、和泉直太郎、日垣一三、山陽製材株式會社▽監事 有木只一、久保井三一、林横
尙理事長は理事五選の結果大塚幸七氏當選就任を見るに至つた。茲に於て愈々積極的に事務を開始するや軍部方面より續々と入注あり、益々規模の鞏固と擴大の必要を生じたので「廣島公用材商業組合」に組織を變更すべく當局に認可を申請した處、昭和十四年二月二十四日認可となつたので同日午

後七時より西地方町喜久萬料亭に於て臨時總會を開催、出資金一口五百圓なりしを五十圓に變更、更に希望者を加入せしめることを附議してのち晚餐會を催して散會。

續いて同月二十五日午後八時より商工會議所に於て廣島公用材商業組合創立總會を開催、出席者七十餘名にて大塚幸七氏議長席に着き、定款を制定、役員選舉を行ひ左の諸氏當選す。

▽理事長 大塚幸七▽理事 奥田唯二、日垣一三、加藤悦藏、清水憲國、和泉直太郎、丸五合名會社、旭木材株式會社、小林木材合資會社、住田小平、今井丈三、坂木貫六▽常務理事 有木只一▽監事 久保井三一、平田松五郎、林横、小田億人

尙組合の資金借入最高限度を五拾萬圓と決定して散會した。

斯くて同組合は熱心なる役員諸氏の活動に依り益々發展の域に進出し愈々木材報國へと邁進しつゝあり。

第六章 廣島縣木材組合聯合會

廣島縣木材組合聯合會の創立は當時の廣島木材商同業組合長奥田唯二氏の最も努力ありし處にして氏が此の聯合會組織に盡瘁されし功績は實に大にて全く其の生みの親とも稱すべきである。

惟へば政府は大正十年一般工業品の規格を統一する爲め調査會を設置するに當り、木材の規格についても調査研究することとなり、東京、大阪等大都市の木材組合に諮問を發し、大いに之が獎勵に努めた。大阪材木商同業組合では昭和六年國產愛用の精神に立脚し木材正量取引を主唱し昭和八年七月全國に率先して木材の正量検査を實施したので、正量取引は遂に全國での問題となつた。

廣島木材商同業組合では昭和七年七月二日の役員會席上、大塚幸七氏の提案にて『正量取引に関する件』が附議され、東京、大阪方面より參考資料を取寄せ研究することとなり、越へて同年八月十九日開催の役員會に於て奥田、日垣、大塚の正副組長並に久保井、泓田、宮本、小田、三浦の五氏を委員に選任爾來數回に互り役員會を開催、規格寸法を制定したが扱之を實行するには販賣業者のみならず寧ろ奥地産地の製材業者と協力すること必要なので、茲に於て廣島縣下の業者を打つて一丸とする『廣島縣木材組合聯合會』組織の件が同年五月二十六日の組合定時總會へ提案され、當時の組合長奥田唯二氏は大いに乗り氣となり『縣下の木材業者が意志の疏通を圖り、規格を統一して一致團結、以て外部に接衝するを得ば其の収益や頗る大なることは明らかにて此の際相當の費用を投しても聯合會を結成し發會式を舉行すべきである』と力説され、一同之に賛成可決。

同年九月五日福山、尾道、吳、三原、廿日市等の各木材組合首腦部を商工會議所へ招致し聯合會組織の準備會を開催。翌昭和十年二月十二日午後一時羽田別荘に於て廣島縣木材組合聯合會創立總會を

開催、會則を制定、役員の選舉を行ひ、製品の改善規格統一、寸檢方法統一の件等を可決す（詳細は第五章第七節奥田組合長の事績中にあり）

同年七月二十九日午後二時廣島市中島の吉川亭に於て役員會を開催。廣島木材商同業組合の役員改選に伴ひ聯合會役員も異動を生じ、會長に日垣一三氏、副會長に大塚幸七氏、會計に清水憲國氏、常任委員會に岩岡良作氏、幹事に杉本早太郎氏就任し、又顧問に金原營林署長、山崎商工會議所會頭、縣商工課長、奥田前組合長の四氏を推薦した旨報告ありて議事に入り、規格統一に關し、板一東の入數、幅と長サ、上下の揃ひ、荷造り方法等を協定。縣營検査に關し倉林山林課長より縣の方針を聴取嘗て役員會にて制定した木材規格寸法を明十一年四月一日より實施することに決定し引續き同所にて前廣島營林署長中山發郎氏、同新署長金原善知氏の歡送迎宴を催し散會。

同年九月廿八日並に十月十五日の兩日に互り日垣大塚正副會長、清水會計等は倉林縣山林課長と接衝を重ね來る十月二十一日より五日間廣島縣產業獎勵館にて開催の第五回一府六縣聯合林産共進會を機に縣下木材業者大會を開催することを定め其の準備、提案事項、寄附金等の打合せなす。

同年十月二十四日午前十時廣島市本川小學校講堂に於て廣島縣下木材業者大會を開催、出席者は四百餘名にて、先づ櫻井縣經濟部長開會の辭を述べ、座長に倉林縣山林課長を推し、日垣縣木材組合聯合會長の挨拶ありて議事に入り

- 一、木材規格統一の促進を圖る爲め採るべき方策如何
- 二、木材運搬許可に關する件
- 三、木材業に關係ある地方稅經減に關する件
- 四、地方木材組合設立に關する件

五、林道開設費下附請願に關する件

六、聯合會に對し縣費補助要望に關する件

は何れも當局へ陳情することとなり其方法は役員會へ一任と決定。午後一時より代議士荒川五郎氏の『山林と人間性』農林省技師小關東九郎氏の『木材市價を内地林業』と題する講演を聴取し散會。

同年十一月十八日午後六時より羽田別荘にて今回退官の山林課長倉林清吉氏の送別會を開催。

同年十二月十五日午後一時より廣島商工會議所にて聯合會役員會並に郡部代表者協議會を開催、出席者は

▽縣山林課長鈴木昌三▽廣島營林署長金原美知【廣島】奥田唯二、日垣一三、大塚幸七、清水憲國、久保井三一、今井丈三、梶山秀藏、住田小平、辻國一、泓田勝、和泉直太郎【吳】谷岡勝吉、西徳一【三原】勝原清一郎【尾道】宮本源吉【山林課】井上正臣【營林署】郷本稔【安藝郡】倉橋島村城戸彌助【賀茂郡】西條町高沖七兵衛【山縣郡】簡賀村田中地勢助、同白川戸一郎、加計町後藤明順一、戸河内町河本健一、同道菅潮助、廣兼富治、久保又一【高田郡】吉田町田丸相三、向原村藤東謙一、本村佐々木善助【世羅郡】東太田村塚本將造【安佐郡】可部町河内兵衛、中原村柿本倉一【双三郡】三次町立川佐市、黒田義夫【沼隈郡】松永町横山善吉【比婆郡】庄原町田原濱太郎、小川武、原田隆義、高田村塚本倉一▽甲山町世羅郡駐在農林技手小野利三郎▽可部町安佐郡駐在農林技手平野定男▽海田市町安藝郡駐在農林技手石川武一▽日滿木材新聞社藤井宇一▽日本木材支局住田稔の四十七氏にて、日垣聯合會長開會の辭を述べ、久保田書記會務報告を朗讀、新任鈴木縣山林課長の挨拶ありて議事に入り、木材規格統一寸法實施の件、製品の正量寸法及製材所名表示に關する件、山縣郡提出の太田川流木に關し縣當局へ陳情の件、縣下業者大會の決議事項實行に關する件、木材業者

利益増進方策に關する件、聯合會經費捻出に關する件等を附議して散會。

昭和十一年一月十一日、久保井三一氏、日垣氏に代り聯合會長に就任。

同年二月十五日午前九時廣島商工會議所にて委員會を開き大會決議事項陳情の件を附議。

同年三月九日、曩の木材業者大會決議に依る左の陳情書を各當局へ提出。

木材運搬許可に關する陳情書

木材は其の用途により規格一定し任意形態を變更し能はざる性質のものに有之、往々長材の取扱ひを要し候處運搬に際し事毎に繁雜なる手續きを要する結果、需給の敏活を缺き商機を逸する等業界に於ける不利不便と經濟的損失の大なるは勿論、林業家の蒙むる損失又尠なからざる實情にして延いては林業の振否に及ぼす影響甚大にして國家産業上深憂に堪へざるもの有之此儘に於ては一途に不振を馴致候條許可手續可及的簡捷乃至撤廢せられんことを
右本縣木材業者大會の決議により謹みて陳情候也

廣島縣木材組合聯合會

木材業關係地方稅輕減に關する件陳情

近年木材關係業者に對する營業收益稅過重なるは利潤極めて少き林業經營者並に木材利用業者の事業を萎靡阻喪せしめ、當業者窮地の現況に有之候實情に鑑み關係課稅の輕減乃至撤廢御聽許あらんことを

右本縣木材業者大會の決議により謹みて陳情候也

地方木材組合設立に關する件陳情

木材は林産の大宗にして其の消長は地方經濟に及ぼす影響甚大なるものあり、縣下關係業者は大同

團結により統制ある機關を設け相連繫して業界の刷新向上に努め斯業の振興を期せんとするも郡部には未だ一二を除きては地方的關係組合の設立なく隨つて緊急協調を遂ぐる機關缺如せるは業界の更生進展に多大なる損失にして本機關の整備は刻下の急務とす、依面當局に於かせられても萎靡沈滞せる現狀に鑑みられ此種組合の設立に關し格段の勸奨を加ふると共に之が助成の途を講ぜられ度し

右本大會の決議により謹みて陳情候也

廣島縣木材組合聯合會

林道開發助成に關する件陳情

政府は曩に林道共同施設規則を公布せられ森林組合の施設する林道開發に對し助成の途を開かれて以來、山林の要望は本事業に集中し森林組合の設立と共に本事業の伸展を見たるも現下の實狀よりすれば未だ一少局部に過ぎず、到底森林組合に對する國庫助成のみにては其の機能を發揮すること能はざる處にして森林開發に關する完全なる林道網なきは甚だ遺憾とする所なり、依而既設林道の成績と其の重要性に鑑み速かに縣は林道網の完成を期し山林の更生と業界の振興の爲め劃期的計畫を樹立せられんことを

右本大會の決議により謹みて陳情候也

廣島縣木材組合聯合會

縣木材組合聯合會に對し縣費補助要望の件陳情

縣木材組合聯合會は縣下各地設立にかゝる關係組合糾合結成せるものにして本縣森林資源の開發、民間林業及業界振興に重大使命を有し不斷の活動をなせるも財政微弱にして思ひ半に達するもの有

之、依而地方産業開發の見地より縣費補助を以て助成せられんことを

右大會の決議により謹みて陳情候也

廣島縣木材組合聯合會

同年四月十四日廣島商工會議所に於て常任委員會を開催。大會決議事項陳情の經過報告ありて昭和十年度決算を承認。前會長日垣一三氏を顧問に推薦。地方組合加入方勸誘の件は山縣郡木材組合が二月二十五日、安佐郡木材組合が一月二十三日、賀茂郡木材組合が一月二十六日、佐伯郡沿岸郡木材組合が二月二十一日、世羅郡木材組合が三月二十一日、神石郡木材組合が十二月十七日、高田郡木材組合が二月二十二日、芦品郡木材組合が二月十六日、安藝郡木材組合が三月三十一日に何れも設立され又双三郡木材組合は四月中に、沼隈郡木材組合も近々創立を見ることゝなつてゐるので是等組合に對し縣當局より聯合會に加入方を勸告して貰ふことに一決。

同年五月十二日午前十時吳市商工會議所に於て第二回聯合總會開催、出席者は廣島、尾道、福山、三原、佐伯郡、山縣郡、安佐郡、高田郡の各木材組合役員並に地元吳の全木材商組合員等約八十名出席大塚副會長の開會の辭、久保井會長の開會の挨拶、鈴木縣山林課長の挨拶に次いで事業報告並に決算の承認を得、議事に入り製品規格統一に關する件、寸檢方法に關する件、取引改善の件、新設木材組合加入方勸誘の件、縣聯合會の縣費補助申請の件等を附議可決、午後一時四十分より一同は吳海軍工廠を見學し、六時より吉川料亭にて懇親宴を催し散會。

同年七月五日午前十一時廣島商工會議所に於て常任委員會を開催、再び縣費補助申請書を提出すべき案を可決、次いで山縣郡木材組合より提出の廣島電氣株式會社大泊貯水池水位調節方取締りに關する陳情書提出の件は正副組合長のほか後燈明順一、清水憲國、和泉直太郎、辻國一、今井丈三の五氏を

委員に選任、充分調査の上適當の處置を講ずることに決定。

同年九月二十五日午後一時廣島商工會議所にて常任委員會を開催、縣費補助、大泊貯水池、木材規格寸法修正、共同販賣所、規格統一等の諸件を附議。

昭和十二年五月九日午後一時廣島商工會議所にて沿岸部木材組合聯合座談會を開催、郡部木材組合の共同販賣所設置に關し其の對策を協議。

同年五月二十六日午後一時廣島商工會議所にて第三回聯合會總會を開催、久保井會長開會の挨拶を述べ事業報告ありて長物運搬並に流筏取扱ひ緩和申請に關する件其他を附議して閉會、引續き林學博士渡邊全氏の木材に關する講演を聴取、のち座談會をも催し縣營検査問題につき忌憚なき意見の交換を行ひ散會。

同年七月十一日午後一時廣島商工會議所にて常任委員會を開催、流筏取扱ひ方緩和の件陳情書を知事に提出。

昭和十三年八月一日午後一時廣島商工會議所にて第四回總會を開催、左の如く役員の異動を報告
會長大塚幸七▽副會長片山周吉、清水憲國▽會計和泉直太郎▽幹事加藤悅藏、田中邦吉

次いで去る五月六日縣費補助金百五十圓下附されし件、外拾數項に互り事業報告あり續いて縣營検査施行上の問題並に販賣價格表記に關し當局の意圖を訊し研究することとなりて散會。

同年十月四日午後一時商工會議所に於て波多野縣山林課長、同横田主事、石田木材検査所主事、大塚會長、清水、和泉兩副會長、吉田常任委員等集合、注成品の検査除外に關し協議會を開催。同十一月十一日午後一時よりも商工會議所にて同様座談會を開催し同席上にて大塚會長は「注成品の検査には業者等しく困難を感じてゐるので兵庫縣の検査狀況を視察したる處、同縣では「消費者（請負業者を

含む）の注文により製材し直接消費者に引渡すものは検査せず」と規定し居るので本縣も右の如く取扱はれたし」と懇請したので、同課長は尙他縣の例をも研究して考慮すると約して歸廳。其後當局に於て研究の結果他縣の例に鑑み、注成品に限り希望通り特別の取扱ひするとの回答が大塚會長にありて茲に注成品特別取扱ひは縣當局と全く諒解を得るに至つたのである。

第七章 木材縣營検査

正量取引實施運動は規格統一問題へと進み、縣木材組合聯合會の結成を待つて具體案を練り規格寸法を制定して之が實行を縣下に慫慂したが、時恰も縣營木材検査が先進諸縣に實施を見、製品の上上に努めつゝあるので、本縣當局も之を企劃し、本縣木材組合聯合會又之に應じて縣營検査實施を要望したので遂に昭和十三年七月十五日縣令第二十七號にて「廣島縣木材検査規則」が公布され、續いて同月二十六日縣令第三十二號を以て「廣島縣木材検査手数料規則」が公布されて愈々同年八月一日より縣營木材検査は實施された。検査は正量検査のみにて品等検査は希望にのみより實施してゐる。検査手數量は一寸板以上幅七寸以下のものは一枚に付二厘、同幅七寸五分以上のものは一枚に付四厘、六分板以上幅八分迄のもの一束に付一錢五厘、五分板以下板割、棧木、木摺、ヌキ類、垂木、戸棧、竿縁、小割は一束に付一錢二厘、小角三寸五分角以上のもの一本に付一錢にて、品等検査手数料は右と同額である。同検査開始以來縣下の毎月検査高並に其の手数料は左の如し

材積	正量検査	品等検査
手数料		手数料

昭和十三年八月	石	圓	石	圓
同 九月	二、五四・八四	一、五八・六四	一〇四・二六	一三・〇七二
同 十月	一六、五七・五五〇	一、〇三三・七四〇	二五・七〇	七・二六五
同 十一月	三三、三六・八二五	一、四〇〇・三〇	三八・四〇	二〇・七三五
同 十二月	三三、四四・七四〇	一、三七一・九五	一三六・六〇	一〇・一八八
同 十四年一月	三三、七五・二七一	二、二五・六五	一九五・六五	一一・二一八
	二四、二四・九五八	一、四七〇・八四八	一四〇・五五六	八・〇六七

第八章 現下の實勢と木材取扱高

現在廣島木材商工同業組合の組合員数は二百三十三名にて別に北部三篠、横川町方面の業者を以ては材和會。鷹匠、空箱、寺町方面の業者を以ては相生會。西部の業者を以ては材榮會。神崎方面の業者を以ては神材會の親睦團體が組織されて居り、又北部の製材業者を一丸として廣島北部製材組合も組織されて居る。

廣島市内に於ける現在の製材工場数は八十二工場にて原動機は電力使用百二十五台。總馬力数は一九六、五馬力。鋸数は丸鋸百二十二。帶鋸五十一。其他八十。従業員は男五百八十八人。女六十人。之を全縣下の工場數四百四十九。原動機五百十二台。馬力五二八七、六馬力。鋸數一一〇八。従業員二二六四人に比較すると大體約五分の一の製材能力を持つことになつてゐる。

一ヶ年間の木材取扱ひ額は丸太六百萬圓、板類製品九百萬圓、電柱枕木八百萬圓、合計二千三百萬圓に達してゐる。彼の支那事變勃發以來は一般向建築用材は減少し、軍需用材の需要激増し其の數量

(發表を許されず)莫大に上つてゐる。左に昭和十三年中に於ける木材の用途別、需要數量を示せば左の如し。(單位、石)

- 一、建築用材
 - 普通家屋四六〇、六六四(杉一三六、六九四。檜一八、八八三。松二六五、三三七。栗二九、七〇一。南洋材一〇、〇四九)▽特殊木造家屋三五〇、一九九(杉九三、六七九。檜二一、九二六。松二二五、六六四。栗二、九七五。南洋材五、九四四)▽其他四五、四七〇(杉一、〇三九。檜二、八九二。松三〇、七九八。栗二〇九。南洋材一、一八一)▽合計杉二四〇、七六三。檜四三、七〇一。松五二一、八〇一。栗三二、八八六。南洋材一七、一七四
- 二、家具用材
 - 縦七、〇〇〇。楡七、〇五二。松二〇、九五八。塩地二、〇〇〇。柄五三七。樺一、〇五四。桂四〇〇。桐六二〇。杉五、七九三。檜九、四四七。北海松五一五。栗一、三五七。櫻四八。朴五七。ブナ五八。ミズキ三七。ラワン二、七七六。合計五九、七〇九
- 三、包装用材
 - 木函一七八、九五八(杉一五、〇三六。松一六〇、九二二。縦三、〇〇〇)▽貨物包装用材三六、〇二二(杉三、六七〇。松三二、三五二)▽合計杉一八、七〇六。松一九三、二七四。縦三、〇〇〇。合計二一四、九八〇
- 四、樽桶用材
 - 杉一六、〇五四。松一六、九八二。栗五五。櫻二六。合計三三、一一七
- 五、土木用材

松一〇五、五四七。杉三九、六八八。栗五、七六三。梅五〇〇。楡一一〇。米松四〇〇。合計一五二、〇〇八
 六、枕木用材
 栗八、四五四。松二六、六〇〇。楡一、八五五。ヒバ七〇〇。雜三、六〇〇。合計四一、二〇九
 七、車輛用材
 荷車九七六(松七六〇。檜二二六)▽荷馬車一、八二五(松一、〇二六。檜七二六。櫻一。楡七一)▽
 牛車一九二(松一二〇。檜七二)▽電車二二五(松四五。杉二〇。樺八〇。ラワン八〇)▽自動車二、
 一〇五(松六三五。ラワン一、四七〇)▽合計松二、五八六。檜一、〇一五。櫻一。楡七一。杉二〇
 樺八〇。ラワン一、五五〇。▽總計五、三二三
 八、船舶用材
 杉三二五、七〇三。楡四、八六七。樺四、〇六七。北海松一七、九六六。日本松二七五、二〇八。
 紅松二〇〇。朴一一。シナ二。米松一二、五五二。鹽地八〇七。タブ一六七。楡一六七。楡一二。
 ラワン一、七八九。チクセ七〇。梅五。台灣楡四〇。姫子松一五三。米楡三二。米杉四九九。檜三
 二四。槻四三三。栗三〇六。樺九。桂二。タシギール三五九。アビトン六九。合計六四五、七四〇
 九、電柱用材
 電柱杉二二、八〇〇。腕木樺一、五六〇。楡三五〇。合計二四、七一〇
 一〇、燐寸用材
 小箱用松一、一〇〇。軸木ドロ二、二三〇。計三、三三〇
 一一、其 他

櫓、立札、フローリング、蒲鉾板、農具用に松二五、八六三。下駄材、農具用に杉一五、四五五。
 農具用楡一、五〇〇。下駄材桐一七、三五五。同朴三、三九五。ロクロ細工チナイ二、三三三。經
 木用ゴンゼツ一、二八〇。農具用檜九八八、細工物のカキ七〇〇、同櫻六七〇、合計六九、五三九
 總合計二、一〇五、九八八石にして之が丸太換算材積は三、一五二、一五一石である。又鑛山用材、
 パルプ用材は市内に需要なくて數量判明せず。

第九章 補遺

舊藩時代には材木商を勝手に開業することは出来なかつた『材木屋被仰付、何屋何兵衛』と書いた
 お墨付(鑑札)を下附して貰つたものは四十二軒あつてそれ以外には、此の鑑札をなか／＼下附して呉
 れない。此の鑑札さへあれば安穩に生活を営むことが出来たのである。それが明治維新となつて自由
 商賣になつたので急に材木商は七十數名に増加した。

舊藩當時は天神町に一番多く材木商があつたが、それが明治二十年頃から北に移つて鷹匠町へは第
 一番に木元友太郎氏、二番に横山直藏氏、三番に木下啓次郎氏、今井芳兵衛氏等が開店、今井氏より
 上の竹藪を隔て、奥田徳次氏が開店されたのが始まりであつた。當時材木商は十人、二十人、三十人
 と木挽を抱え、或は仲仕を雇つて筏で來た原木を引揚げ大鋸で挽いて居たものである。

明治三十三年一月、初めて廣島材木商組合が結成された當時は組合員百十五名であつたが、重要物
 産法による材木商同業組合に改組した明治四十三年二月には百五十四人に増加した。然し翌四十四年
 からは漸次減少して大正元年に百二十九人、同六年には百十五人となつた。組合の經費も同業組合創
 立の明治四十一年には二百五十九圓であつたが翌四十二年度は百九圓十錢、四十三年度は三百五十四

圓七十八錢、大正元年度は三百九十一圓三十九錢と漸次増加し又組合の積立金も四十三年に三十二圓七十五錢あつたのが翌四十三年に百六十六圓、四十四年百八十六圓、大正五年三百七十圓、同二年四百七十六圓、同三年五百七十一圓、同四年七百二圓と漸次増加した。

材木類の販賣高も明治四十三年には丸太及枕木一千萬才、製材三百萬才此の價格五十八萬五千圓諸板類七十三萬間此價格四十六萬圓であつたものが大正六年には丸太及枕木一千百七萬七千才、製材三百五十八萬千三百才此の價格百萬五百圓、諸板類四十六萬五千五百十間、此の價格三千七萬二千二百圓に上つた。



昭和十四年四月五日印刷納本
昭和十四年四月十日發行

【非賣品】

廣島市段原東浦町七百廿五番地
著作兼 藤 井 宇 一
編纂者

廣島縣安藝郡中山村九百一番地
發行者 久 保 田 松 藏

廣島市銀山町十五番地
印刷者 山 本 米 三

廣島市銀山町十五番地
印刷所 廣島新聞社印刷部

廣島市基町十二番地
廣島商工會議所内
發行所 廣島木材商工同業組合

昭和十四年四月三日現在

組 合 員 名 簿 (附 録)

廣島木材商工同業組合現勢一斑

- 一、組合員數 二百三十五名
- 一、昭和十四年度歳入出豫算 二千三百五十圓
- 一、組合基金 定期預金三千四百十三圓四十八錢
 藝備銀行株券(新株五十圓券)八枚
- 一、昭和十三年度不拂者調査會成績
 取扱件數七十六件 交渉度數五百八十回
 決濟金額六百九十三圓六十錢 發表九件
- 一、昭和十三年度事務取扱件數 百五十七件
- 一、同各方面よりの照會事項に對し回答發送件數 九十三件

廣島木材商工同業組合役員

(電話西③中②)

組合長	大塚 幸七	電話西二七四七	同	辻 國一	電話西三〇三六
副組長	清水 憲國	電話西一三七一	同	梶山 秀藏	電話西一五九二
同	和泉直太郎	電話西(三七八四)〇四九五	同	松井 節次	電話中(〇九七九)三九八七
會計	杉本早太郎	電話西一七五七	同	有木 只一	電話中三八九八
評議員	田中 邦吉	電話西〇八四九	同	山田 守一	電話西三三六三
同	三浦清次郎	電話西一三四八	同	林 橫	奧田木材株式會社
同	平田松五郎	電話中(四四四五)一〇五九	同	藤居 完一	電話西〇九〇五
同	住田小平	電話西(二八〇九)三二八四	同	泓田 勝	電話西一三六六
同	小田 億人	電話西二四〇八	同	木下 貞一	電話西一七二六

同	小城正次郎	電話中(〇一六一七)	同	中西壽一郎	電話西(一一二一七八)
同	河野留一	電話西(一五四八)	同	久保萬助	山陽木材防腐株式會社
同	飯田健作	電話西(一二三八)	同	今井丈三	電話西(二三〇九六)
同	吉松好太郎	電話中(一九五八)	同	加藤悅藏	電話中(七三九三)
同	山田一三	電話西(〇五〇七)	顧問	竹原榮助	電話西(〇七四二)
同	佐伯辰次郎	電話西(一六一〇一〇三〇一)	同	橫山直藏	電話西(一七七〇)
同	大場正太郎	電話西(三六四一)	同	田中好一	電話西(〇二六〇)
同	桑原延二	電話西(〇四〇五)	同辯護士	高木茂	電話中(〇七八〇)
相談役	奥田唯二	電話西(二〇五八二六二九)	組合事務所	廣島商工會議所内	
同	日垣一三	電話西(一〇九〇)	基町十二番地	電話中(七八三一)	
同	久保井三一	電話西(一一一五八)			

廣島木材商工同業組合員

(電話西八〇) 中八(二)

1 之 部 (井)

業 別	住 所	組 合 員 氏 名	電 話 番 號
材 木 商	楠木町一丁目	株式會社 和泉材木店	西〇四九四
	江波町	同 江波出張所	西一三五〇
	鷹匠町	同 社長宅	西二〇〇四
	河原町	同 常務宅	西三五六五
ベニヤ板建具商	鍛冶屋町	伊賀井田 翠	西三二一四
材 木 商	鷹匠町	今井 丈三	西三三〇九
ベニヤ材、床座敷用材、 北海材、南洋材	天満町	井上 則雄	西二七三八
板 材 木	空鞆町	今中 時松	西二七七三
同	鷹匠町	飯田 清五郎	西三六六〇
材 木 商	段原日出町	岩岡 良作	中三六四六

「ホ」之部

板材木・北海材	横川町一丁目	北海商會	西〇四一五
南洋材・ベニヤ板	舟入仲町	藤岡	
製材	南觀音町	共榮製材	
松、杉、栗、枕木類		洞山	静夫
		堀川	勉三
			自宅西二三四三八

「ト」之部

各種ベニヤ板専門	銀治屋町	富島勇次郎	西〇九七一
材木製材	南三篠町	富田彦太郎	西〇八六二
板材木、木炭、薪	鷹匠町	土井源一	西〇一六三
材木商	空箱町	土井哲	
櫛柄物槌類製造	楠木町一丁目	戸津川英太郎	西二三七三
櫛木材、板材	舟入本町	戸澤只一	
		塗井智子	西二五八二

「才」之部 (ヲ)

木材問屋	應匠町	奥田木材株式會社	西二〇五八
板材木、セメント	天満町	大塚幸七	西二七四七
製材	觀音本町	同製材部	西二〇一
板材木、ソギ製造	横川町一丁目	小田房次	西二四四七
板材木	寺町	小野久次	西三〇七〇
板材木、建築材料	河原町	大橋勝治郎	西一七五二
左官材料	横川町一丁目	小田億人	西二四〇八
板材木、杉、松丸太	横川町一丁目	大澄信士	西三〇八三
板材木	楠木町一丁目	大塚貫三郎	西四五六九
板材木、竹材釘	下流川町	大塚増次郎	中四五六九
左官材料	竹屋町	大井常吉	中〇三四七
建築用材、板材木	平塚町	同營業所	自宅中一五八〇
	下柳町		

内地産梅櫻挽角材商

材	製	製	板	板	床	床	板	板	製	製	材
木	材	材	材	材	材	材	材	材	材	材	材
廣瀬北町	應匠町	牛田町	楠木町一丁目	河原町	横川町一丁目	舟入本町	應匠町表町	寺町	西白島町	段原日出町	横川町一丁目

大久保政男

大	小	小	大	小	岡	奧	岡	會社	小	大	小	大
久	田	田	志	田	田	崎	田	太	田	志	田	久
保	節	節	茂	純	俊	芳	俊	田	純	茂	節	保
政	三	三	繁	三	造	男	造	材	三	繁	三	政
男	郎	郎	一	一	助	藏	助	木	一	一	一	男
西〇五三五	西一〇一六	西一〇一六	中六六九四	西二七一四	西三六五七	西二一六一	西二一六一	西三六五七	西二七一四	中六六九四	西一〇一六	西〇五三五

板材木、亞鉛板金物卸

製	板	板	板	板	板	製	內外
材	材	材	材	材	材	材	板
丸	丸	丸	丸	丸	丸	丸	材
太	太	太	太	太	太	太	木
西	西	西	西	西	西	西	鐵
白	白	白	白	白	白	白	道
島	島	島	島	島	島	島	枕
町	町	町	町	町	町	町	木

和田善藏

和	同	片	加	香	梶	神	金	片	龜
田	製	山	藤	川	山	川	光	岡	田
善	材	嘉	悅	卯	秀	理	堅	淺	朋
藏	所	市	藏	八	藏	一	二	太	友
西三七七一	西一〇七一	西一〇四八	中七二五九三	中〇八五八	西一五九二	西一〇九〇一	西三六二六	西三二七四	西三二七四

「力」之部

「三」之部

唐木雜造床座敷	用材製造元	板材	板材	製材	板材
銀治屋町	的場町	廿日市町	東觀音町二丁目 一〇三番地	横川町一丁目	横川町一丁目
横山直藏	吉松好太郎	吉田次郎	同出張所	横川製材所	横山健三
西一七七〇	中一九五八	廿日市一四	大塚製材所 西二〇〇一	西一七二六	西〇三三五

「夕」之部

板材木、セメント卸賣 腕木鐵道枕木、圓攀注 入、電柱電材	住宅	住材	板材	内外托問屋卸並	材木製材
舟入仲町	天神町	天満町	天満町	應匠町	觀音本町
株式會社 田中材木店	田中邦吉	田中好一	竹内十吉	竹原榮助	辰井逸造
西〇八四九	西〇二六〇	中二九八八	西〇七四二	西三六四八	西三六四八

板商、山出シ	製材	材木	製材	床材	粉製造杉柱製材
横川町一丁目	楠木町一丁目	横川町一丁目	楠木町四丁目	寺町	上天満町
竹本喜作	瀧口幹郎	田中曾根松	爲正重次郎	多田昇	田川以智人
若宮材木店方					西二二二八

「ツ」之部

板材	板材	枕木專門	自材	板材	板材
楠木町一丁目	楠木町一丁目	楠木町一丁目	雜魚場	應匠町	長田源太郎
辻國一	筒井リウ	合名會社 中西壽一郎	同	長田源太郎	西三〇三六
西三〇三六		西一一二二	中一五六五	西二一八五	

板材木松丸太製材 觀音本町 中村友一 西〇七一五

板材 商 西天滿町 正中原材木店事堂壽賀一 西一八〇八

板材 木 皆實町三丁目 中村常一 中六九六〇

板材建築材床材製材 楠木町一丁目 中村喜代三 西三三七六一

梅材專門 河原町 中本京一 西〇八四六

木材建築請負 寺町 中本川幸市 西二四三三

板木 千田町三丁目 中本材木店事 前 中一八三二

板材木、雨戸並ニ竹材 東觀音町二丁目 植木逸樹 西〇九八九

「ウ」之部

製材、松丸太一段原末廣町一上野多郎吉

內外板材木ベニヤ板 鷹匠町 久保井木材株式會社 西二一一一五八

板材 木 吉島町 同製材部 中工場一七〇三

材木枕木 楠木町一丁目 久保政太郎 西二七九〇

材木 河原町 桑原新藏 西〇八二七

板材木製材 楠木町一丁目 桑原延二 西〇四〇五

板材 木 西觀音町二丁目 藏本基 西一六二九

板材 木 三川町 栗原健造 中五八四六

板材 木 空鞆町 栗田信夫 西二五九〇

材木商製材 廣瀬元町 國山龜八 西〇三四九

唐木座敷用材料一式 鷹匠町 桑原大介 西二四八八

板材木竹材釘
 檜杉丸太材木商
 色木板材木
 仲介業
 板材木
 製材函
 板材木
 材木商
 板材木製材製函

富士見町
 横川町一丁目
 西蟹屋町
 横川町一丁目
 楠木町一丁目
 上天満町
 日出町
 寺町
 元字品町

松本重五郎
 増原京一
 松井廣三郎
 松前喬四郎
 前田菊市
 松本正人
 松中松次郎
 松尾武一
 藝備木材合名會社
 藤居完一
 古田嘉市
 泓田勝

中五〇五九
 西一〇一五
 呼木下
 西五六二六
 西〇六四二
 中五二三〇
 西三二六五
 中二六八七二五
 中二六八七二五
 西〇九〇五
 西三六五六
 西一三六六

「フ」之部

板材木
 板材木
 板材木・貸シ車
 ベエニア板
 製材

河原町
 橋本町
 舟入仲町
 舟入町
 楠木町二丁目

古田寅吉
 藤本喜作
 福永三代吉
 藤本龍太郎
 藤本一三

西〇四〇四
 西三三八六
 西一四六一

「コ」之部

内外原木板木材卸賣
 製材山林經營
 板材木
 内外板材木
 板材、床材、製材

千田町三
 元字品町
 平塚町
 寺町
 矢賀町

小林御幸橋工場
 小林木材合資會社
 合資會社
 小西材木店
 河野留一
 小寺順一

中一五〇八一九五
 中〇七三〇
 中一七七八
 西一五四八
 中六一五三

製函製材板木材
北榎町
河野正一
中四二八二五四

板材木
研屋町
河内材木店
中七〇四二

製材木工
皆實町三丁目
胡子國松
中七〇四二

板材木鐵道用枕木
空翰町
森川材木店
西二四三四

杭木材木商
千田町三丁目
鐵井材木店
西二四三四

板木材卸問屋市賣
千田町三丁目
寺岡佐吾一
中一九九〇

米材直輸入
小網町
廣島旭木材株式會社
中四一四六七一

縱板專門
鷹匠町
有馬製材大州工場
西一六七七

製材請負
大州町
有馬利真
中六一二四

板木材製材
千田町三丁目
會社旭製材所
中四七三三

板木材卸問屋
皆實町三丁目
有木只一
中三八九八

粉並に折箱材料製造
横川町三丁目
阿部寅雄
西二六九〇

製材木
堺町四丁目
阿部米次郎
西二六九〇

製材木
横川町一丁目
相原一
西二六九〇

「サ」
之部

一般木材諸注入防腐木
舟入川口町
山陽木材防腐株式會社
西二二八〇一六二

材電柱山林經營製材業
舟入幸町
山陽製材株式會社
西〇長三五七七八

製材諸挽材内外木材
應匠町
佐伯辰次郎
西〇六三〇一〇一

腕木船舶建築用材
應匠町
佐伯辰次郎
西〇六三〇一〇一

板材木屋根板
横川町一丁目
同横川工場
西〇八八一

製材部
横川町一丁目
同横川工場
西〇八八一

材木商
河原町
佐井田材木店
西二一四七

板木材
皆實町一丁目
佐藤茂樹
中四三二五

床材料、樺朴色木專門
舟入仲町
佐々木圓之助
西一一四四

江波町一坂木貫六西西
三六六七

板	床	床	板
木	材	材	木
材	料	料	材
横川町二丁目	皆實町	河原町	大芝町
佐和	讚岐	佐村	澤村
佐一	正一	謙市	常吉
西二五三七	西二二四七	西〇八七一	西〇八七一

「キ」之部

製	製	製	製	材
材	材	材	材	木
材	材	材	材	商
横川町一丁目	吉島町	舟入仲町	楠木町一丁目	觀音本町
横川製材所	木岡	洞山	木下	菊山材木店出張所
木下	木雄	静夫	順一	
西一七二六	中七四五一	西三六九七		

「ミ」之部

床材料色木類一式製材	板材木卸賣枕木商
舟入仲町	應匠町
三浦清次郎	三浦十一郎
西一三四八	西三二五五

内外材木製材	板材	板材	製材	製材	製材	製材	板材	板材	板材	諸天并板米材各種	建具材	板木
寺町	河原町	稻荷町	觀音本町	草津町	楠木町一丁目	舟入幸町	舟入幸町	楠木町一丁目	材	鷹匠町	猿樂町	材
光廣木材株式會社	宮本松太郎	宮本齊	三上材木店出張所	三上次三郎	三篠製材	道田政男	道田力太郎	三谷敏司	清憲國	下野菊夫	材	材
西三一四一八	西二九八六	中呼井上三四一六	西一三四四	草津四〇	西三六四一	西二三〇七	西一四二〇	西一三七一	中四一二九			

「シ」之部

「ヒ」之部

389
6

製板板製板
材材材材
材木製業木
材木材業木

矢下桶觀應
賀柳木音匠
町町町一目町

杉菅諏住菅
中野訪田野
完良音菊
次郎登郎太
郎策登郎郎

呼中西西西
中七〇〇〇
四七五五六
三五六〇八
六九四九三
九

終